

第2次 みどり市 男女共同参画プラン

～男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して～



平成 27 年 3 月
群馬県 みどり市

男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して

はじめに



みどり市では、平成22年3月に「男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して」を基本理念とした「みどり市男女共同参画プラン」を策定し、男女が社会のあらゆる場に参画していく男女共同参画社会の実現のため、プランの推進に努めてまいりました。

プランでは、5つの基本目標と施策の方向を明らかにし、施策を総合的・計画的に推進するために、様々な具体的施策に取り組んでまいりましたが、策定から5年が経過し、この間の少子高齢化・人口減少社会の進行などの社会経済情勢の変化や、これまでのプランの進捗状況を踏まえ、さらなる男女共同参画の推進を図るため、第2次みどり市男女共同参画プランの策定を行いました。

人口減少や社会経済情勢などの変化や課題に対応していくためには、性別にかかわらず誰もがともに力を合わせていく、男女共同参画社会の実現が不可欠であり、行政だけではなく、企業や市民一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取り組を進めていただくことが何よりも重要です。

今後とも、行政はもとより、市民、企業、教育関係者、その他関係機関の方々とともに、積極的に施策の推進に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見を賜りました「みどり市男女共同参画審議会」委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成27年3月

みどり市長 **石原 秀**

目 次

総 論

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の性格.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 計画策定の背景.....	5
第2章 みどり市の現状.....	7
1. 人口の推移と核家族化・少子高齢化の進行.....	7
2. 人口の状況.....	8
3. 婚姻や出生の状況.....	10
4. 就労の状況.....	11
5. 男女共同参画の意識について.....	12
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	17
1. 計画の基本理念.....	17
2. 基本目標.....	18
3. 体系図.....	19
4. 具体的施策一覧.....	20

各 論

第1章 男女共同参画の意識改革.....	25
1. 制度・慣行の見直しと啓発の充実.....	25
2. 男女共同参画の学習機会の充実.....	29
第2章 男女共同参画に関する人権の尊重.....	32
1. 人権意識の醸成.....	32
2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶.....	34
第3章 仕事と家庭生活の両立支援.....	38
1. 子育て支援.....	38
2. 高齢者・障がい者等の介護支援.....	42
3. 生涯にわたる健康づくりの推進.....	44
4. 職場の労働環境の整備.....	46
第4章 さまざまな分野で男女共同参画を推進.....	50
1. 農業等における男女共同参画の推進.....	50
2. 市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進.....	53
3. 地域社会における男女共同参画の推進.....	55
第5章 計画の推進体制の整備・充実.....	57
1. 推進体制の充実.....	57
2. 連携体制の整備.....	57
3. 計画の進行管理.....	57

資料

総論

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 みどり市の現状
- 第3章 計画の基本理念と基本目標

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成11年6月に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」では、「男女共同参画社会」を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、法整備や施策の推進など、国際社会とも連動しながらさまざまな取り組みを進めてきました。

現在では、少子高齢化や人口減少社会の進行、地域社会の変化や社会経済の変化など、近年の男女共同参画を取り巻く状況の変化に対応していくため、男女間の暴力に関することや、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関することなどの新たな課題や取り組みも進められています。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく社会慣行は依然として残っており、政策・方針決定過程への女性の参画や、子育て世代の女性の労働力率は国際水準よりも低く、より一層の努力が必要であるとされています。

男女共同参画社会の実現のためには、男性も女性も、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、家庭、学校、地域及び職場などのあらゆる場面で支え合うことが必要となります。

これまでみどり市では、平成22年3月に「みどり市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を進めてきましたが、社会や家庭生活の中で、固定的な性別役割分担意識がまだ残っているため、引き続きプランに位置づけた施策に継続的に取り組む必要があります。

また、少子高齢化と人口減少社会の進行、社会情勢の変化や市民意識の変化等に対応し、プランのこれまでの成果を踏まえた現行プランの見直しを行い、さらなる男女共同参画社会の実現を図るため、平成27年度からの5年間を期間とする、「第2次みどり市男女共同参画プラン」を策定しました。

2. 計画の性格

- ◆ この計画は、男女共同参画基本法（平成 11 年 6 月制定）第 14 条第 3 項に基づく市町村男女共同参画基本計画です。
- ◆ この計画は、みどり市男女共同参画プラン（平成 22 年 3 月策定）を継承し、市における男女共同参画社会の実現を図るための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- ◆ この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第 3 次）」や県の「群馬県男女共同参画基本計画（第 3 次）」を勘案し策定しています。
- ◆ この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 25 年 7 月改正）第 2 条第 3 項に規定される「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村計画）」を含有しています。
- ◆ この計画は、「みどり市男女共同参画審議会」及び「みどり市男女共同参画庁内推進会議」においての審議、市民アンケートやパブリックコメント等による市民の意見を反映し策定しました。
- ◆ この計画は、みどり市の最上位計画である「みどり市総合計画」の分野別計画としての性格を有し、またその他の市関連計画との整合性を持つものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 か年間とします。

ただし、進捗状況や社会環境の変化、国・県の動向等を配慮し、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
みどり市総合計画											
前期計画					後期計画						
		みどり市男女共同参画プラン					第2次みどり市男女共同参画プラン				

4. 計画策定の背景

(1) 国や世界の動き

男女共同参画社会を形成するための歴史的背景における世界の動きは、昭和 50 年にメキシコシティにて開催された国際婦人年世界会議における「平等・発展・平和」を目標にした「世界行動計画」の採択から始まり、翌昭和 51 年から昭和 60 年を「国連婦人の十年」として、世界的な規模での女性の地位向上のための取り組みが進められてきました。

日本においては、「世界行動計画」を受け、昭和 50 年に婦人問題企画推進本部を設置し、昭和 52 年の「国内行動計画」の策定や昭和 60 年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、昭和 60 年の「男女雇用機会均等法」、平成 7 年の「育児休業法」の改正と法整備が進められ、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」の公布・施行、翌平成 12 年には、基本法に基づいて「男女共同参画基本計画」が策定されました。

策定後は社会情勢や環境変化に伴い、平成 17 年に男女共同参画基本計画（第 2 次）、また平成 22 年には全体の見直しが行われ、第 3 次男女共同参画基本計画では平成 32 年までを見通した施策の基本的方向性と平成 27 年度末までに実施する具体的施策の内容が示されました。

また、平成 19 年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、社会全体で「健康で豊かな生活の時間の確保ができる社会」「多様な働き方が選択できる社会」を実現するための施策の推進が図られるとともに、平成 21 年には「育児・介護休業法」の改正、平成 24 年には「子ども・子育て支援法」が制定され、少子化対策、子育て支援の推進が図られています。

また、女性に対する暴力、ストーカー被害や DV 被害等への対応として、平成 19 年の改正に続き、平成 25 年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正、「ストーカー規制法」の改正が行われるなど、様々な法整備が行われています。

(2) 県の動き

群馬県においては、昭和 55 年の「新ぐんま婦人計画」の策定に始まり、平成 5 年に「新ぐんま女性プラン」の策定により、女性政策の推進体制が整備されました。

平成 13 年には、「男女共同参画基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」の策定、平成 16 年には「群馬県男女共同参画推進条例」の制定が行われ、地域社会や職場での具体的取り組みの推進が図られてきました。

平成 18 年には、「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく「ぐんま DV 対策基本計画」が策定され、さらに平成 21 年には「ぐんま DV 対策基本計画（改訂版）」の策定、また、男女共同参画社会づくりの拠点として「ぐんま男女共同参画センター（愛称：とらいあんぐるん）」を設置し、県民との協働による男女共同参画社会の基盤づくりが図られてきました。

(3) 市の動き

みどり市は、平成 18 年 3 月 27 日に笠懸町・大間々町・東村の合併により群馬県内で 12 番目の市として誕生しましたが、合併前の 3 町村ともに男女共同参画プランの策定を行っていませんでした。合併後は「みどり市総合計画」により男女共同参画に関する講演会や広報・啓発活動を行っていましたが、平成 20 年度に実施した「みどり市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、あらゆる分野への女性の登用率等からみて、男女共同参画社会の実現のためには、なお一層の努力が必要であることから、平成 22 年 3 月に平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とする「みどり市男女共同参画プラン」を策定しました。

プランでは、男女がともに社会のあらゆる場に参画していく男女共同参画社会を目指して、みどり市における男女共同参画の基本目標と施策の方向を明らかにし、総合的・計画的に推進するための具体的施策とプランの推進体制の整備・充実への取り組みを示し、併せて毎年度進捗状況を公表することでプランの進行管理・推進に努めてきました。

これまでの取り組みにおいては、男女共同参画に関する啓発など各施策において一定の成果がみられましたが、引き続き男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを進め、また、これまでの進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえた見直しや新たな課題への取り組みを進めるため、平成 25 年度から次期計画「第 2 次みどり市男女共同参画プラン」の策定作業を開始しました。

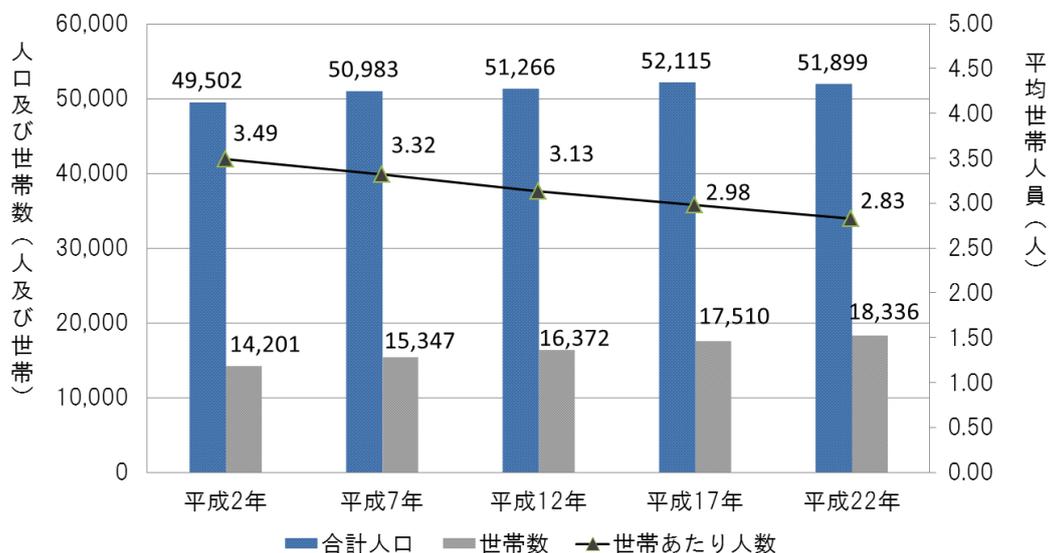
第2章 みどり市の現状

1. 人口の推移と核家族化・少子高齢化の進行

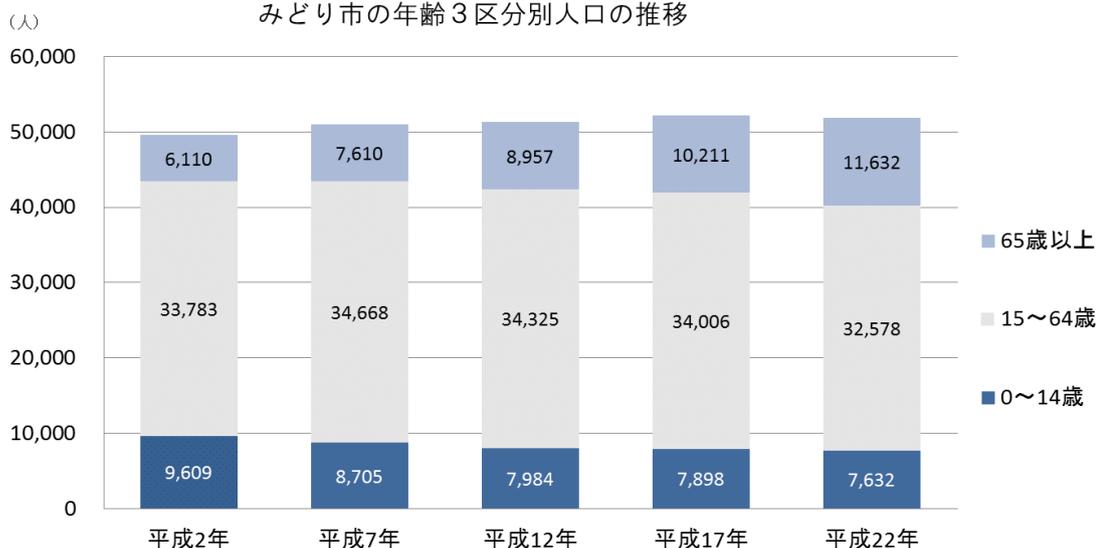
みどり市の人口推移を見ると平成2年から平成17年までは緩やかな増加傾向を示し、以降はほぼ横ばいとなっていますが、年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口が、平成2年の9,609人から平成22年には7,632人と減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は、平成2年の6,110人から平成22年で11,632人と増加しており、少子高齢化が進行しています。

また、総世帯数の推移を見ると、近年世帯数は増えているのに対し、1世帯当たり人員は平成2年の3.49人から平成22年では2.83人と減少しており、単身世帯の増加や核家族化が進行しています。

みどり市の人口と世帯数及び平均世帯人員の推移

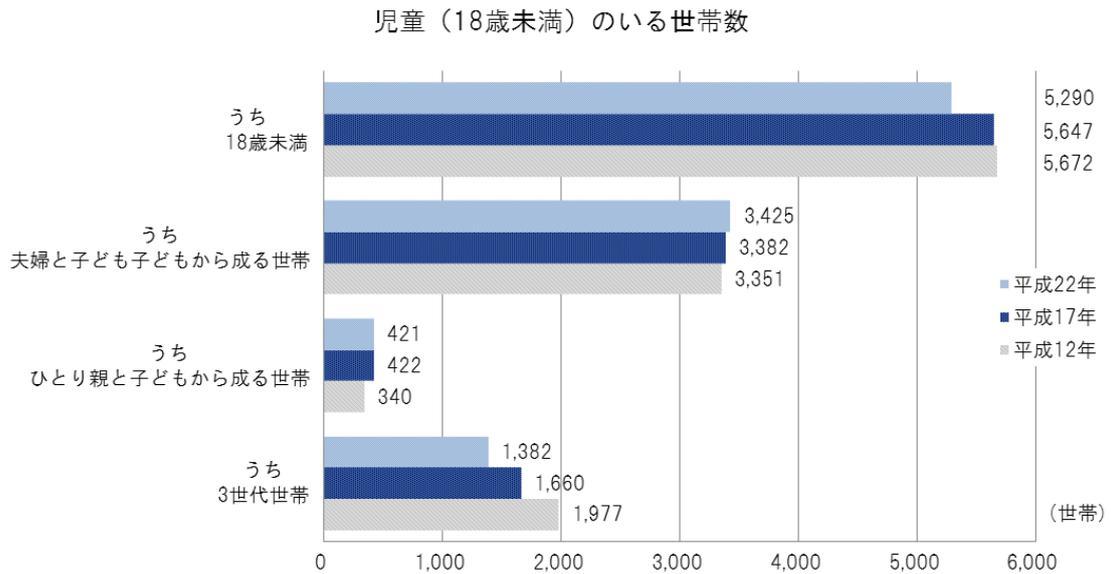


みどり市の年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

児童(18歳未満)のいる世帯数は、平成12年から平成22年で徐々に減少しています。また3世代世帯については大幅な減少となっており、核家族化が進行しています。

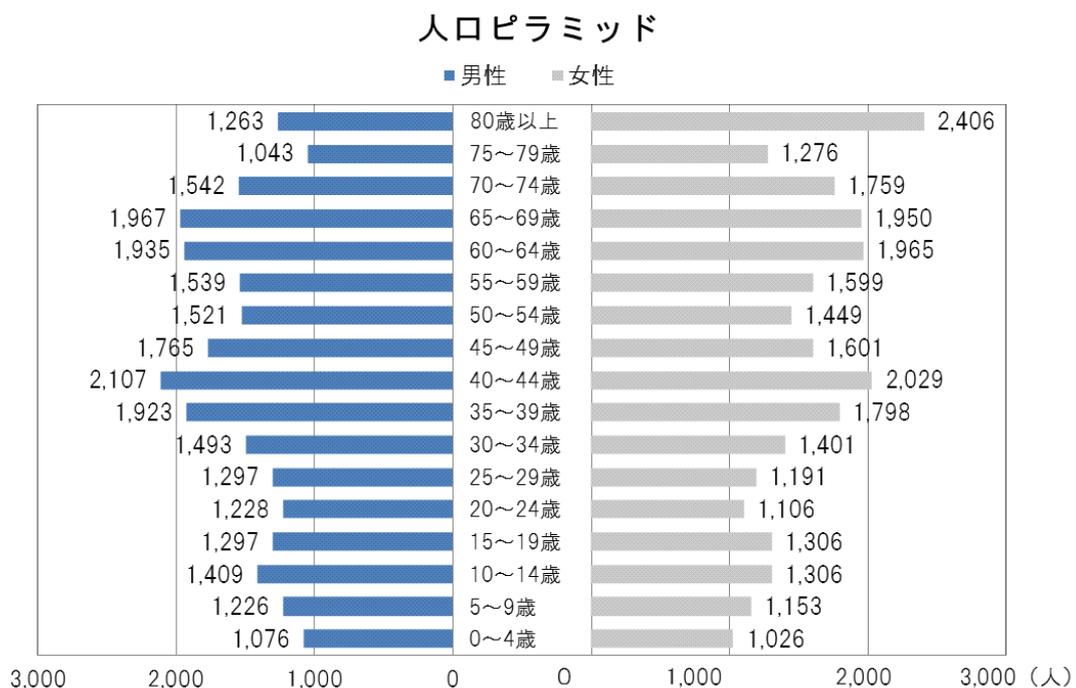


資料：国勢調査

2. 人口の状況

平成26年9月末日の本市の総人口は51,952人、男性は25,631人、女性は26,321人となっています。

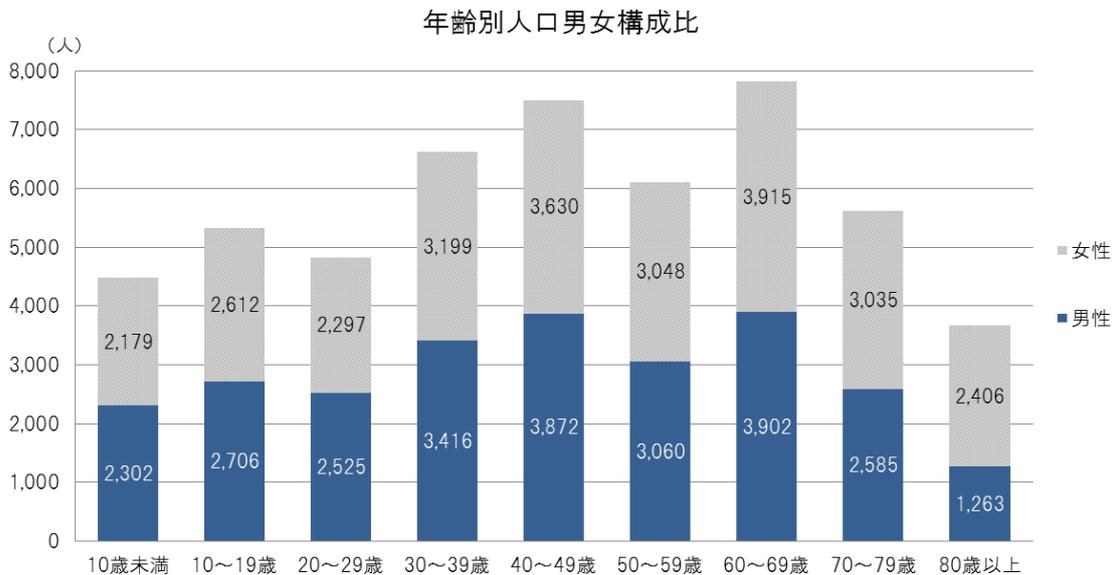
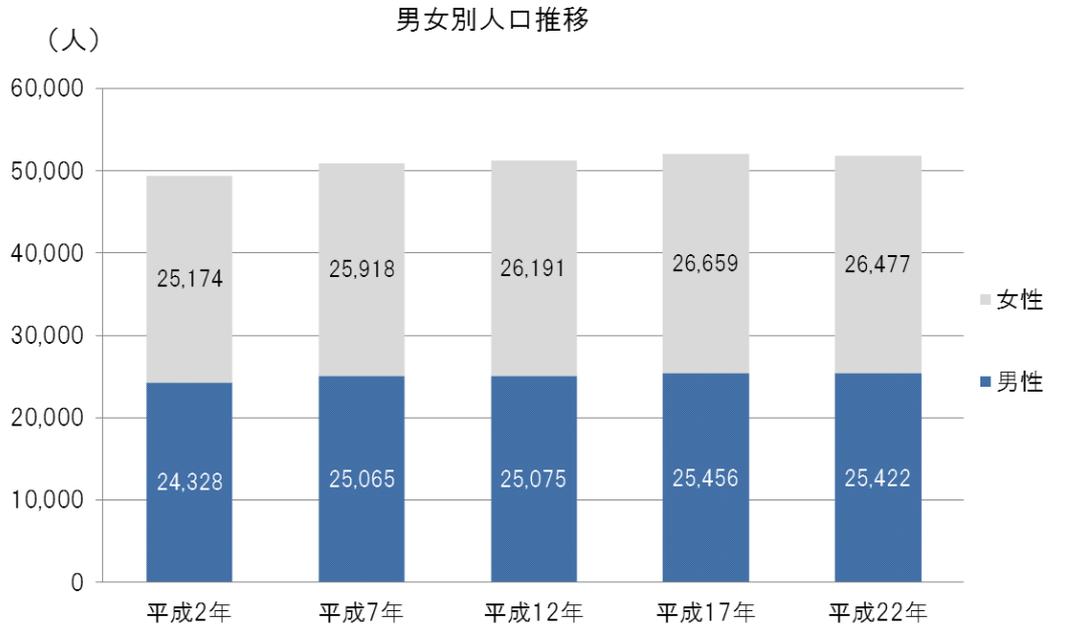
年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、40歳代と60歳代が多く、男女別人口では女性が男性よりも多くなっています。



資料：住民基本台帳（平成26年9月30日現在）

近年人口はほぼ横ばいで推移していますが、男女別の人口推移を見ると、いずれの年度も女性が男性よりも多くなっています。

平成 26 年 9 月末の年齢別人口構成を見ると、全体では女性が多いものの、50 歳代までは男性が女性よりも多く、特に 80 歳以上では 6 割以上が女性となっています。

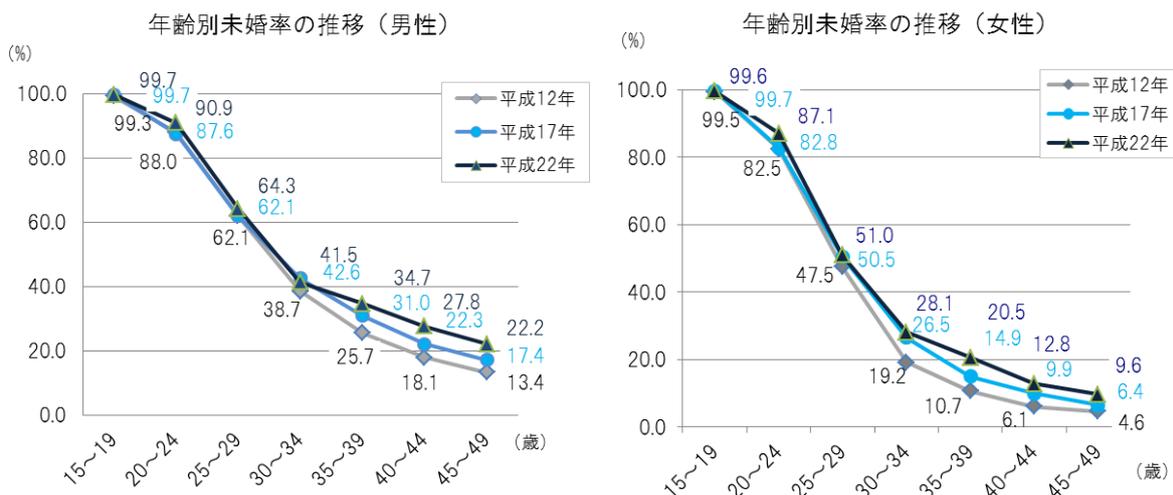


資料：国勢調査

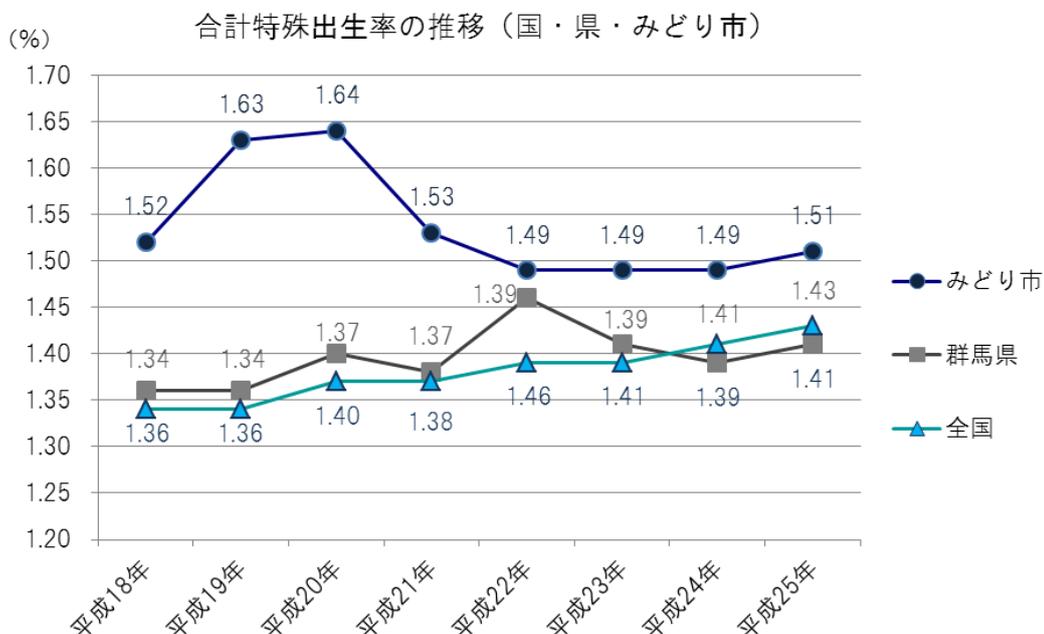
3. 婚姻や出生の状況

みどり市の年齢別未婚率の推移を見ると、平成12年と平成22年を比べると男女ともすべての年代で未婚率が上昇しています。特に、女性は30歳代前半、男性は30歳代後半から未婚率が上昇し、晩婚化が進んでいます。

合計特殊出生率の推移を見ると、平成25年時点では1.51となっており、国・県の数値を上回っています。



資料：国勢調査

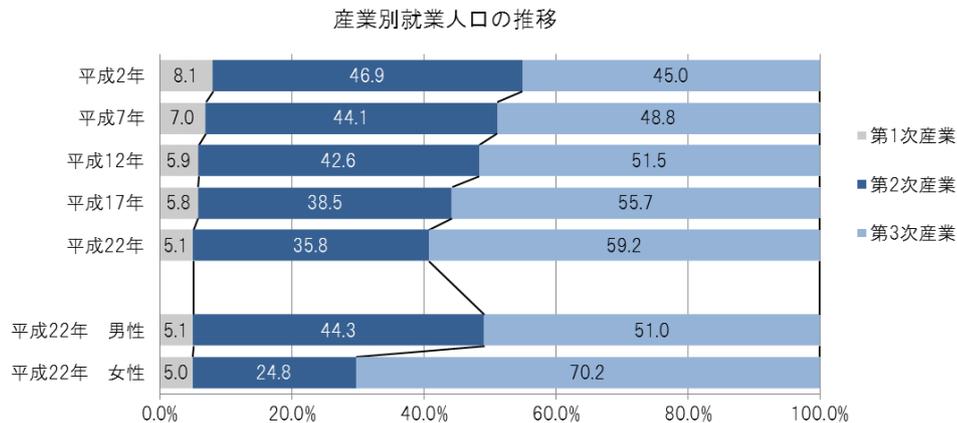


資料：群馬県人口動態統計

※ 合計特殊出生率とは … 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数を表します。

4. 就労の状況

産業別就業人口の推移を見ると、総就業者数は平成7年に増加したものの、以降減少しています。また、第1次産業、第2次産業は平成2年から平成22年の間に減少傾向にあり、それに対し第3次産業は増加傾向にあります。また、第3次産業における女性の従事者の割合が、男性に比べて高くなっています。

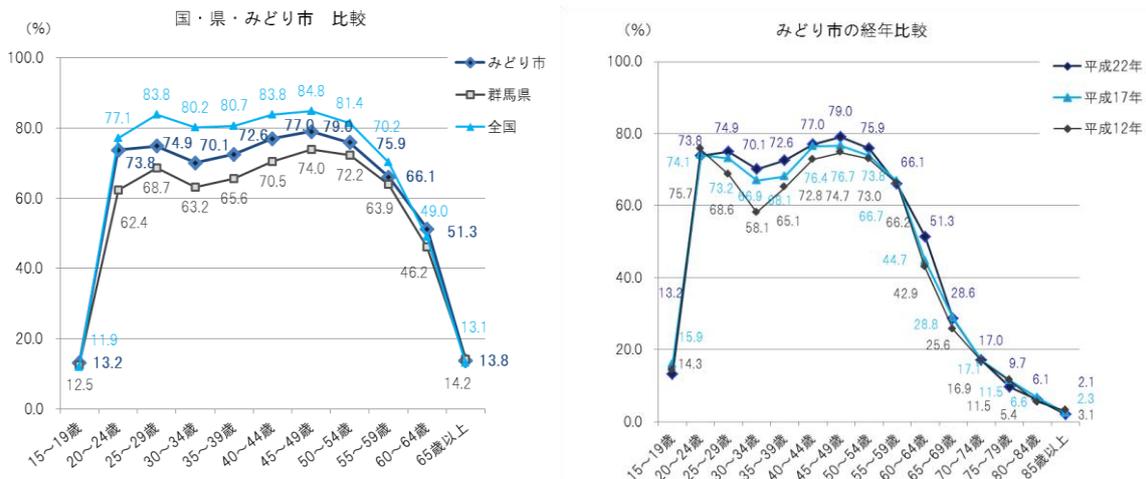


資料：国勢調査

また、女性の労働状況について労働力率を年齢階級別に見ると、みどり市、群馬県、全国ともに、25～29歳と45～49歳の2つを頂点とし、30～34歳を谷とする“M字カーブ”を描いています。

みどり市においては、20歳から49歳までの労働力率は、県平均を上回っている状況にあり、平成12年から平成22年の変化を見ると、25～29歳から50～54歳の年齢階級にかけての労働力率が上昇し、よりゆるやかなM字カーブとなっています。

【女性の年齢階級別労働力率】



資料：国勢調査

※女性の労働力率 … 女性の生産年齢人口（15歳以上人口）中に占める就業者と完全失業者を併せた労働力人口の割合

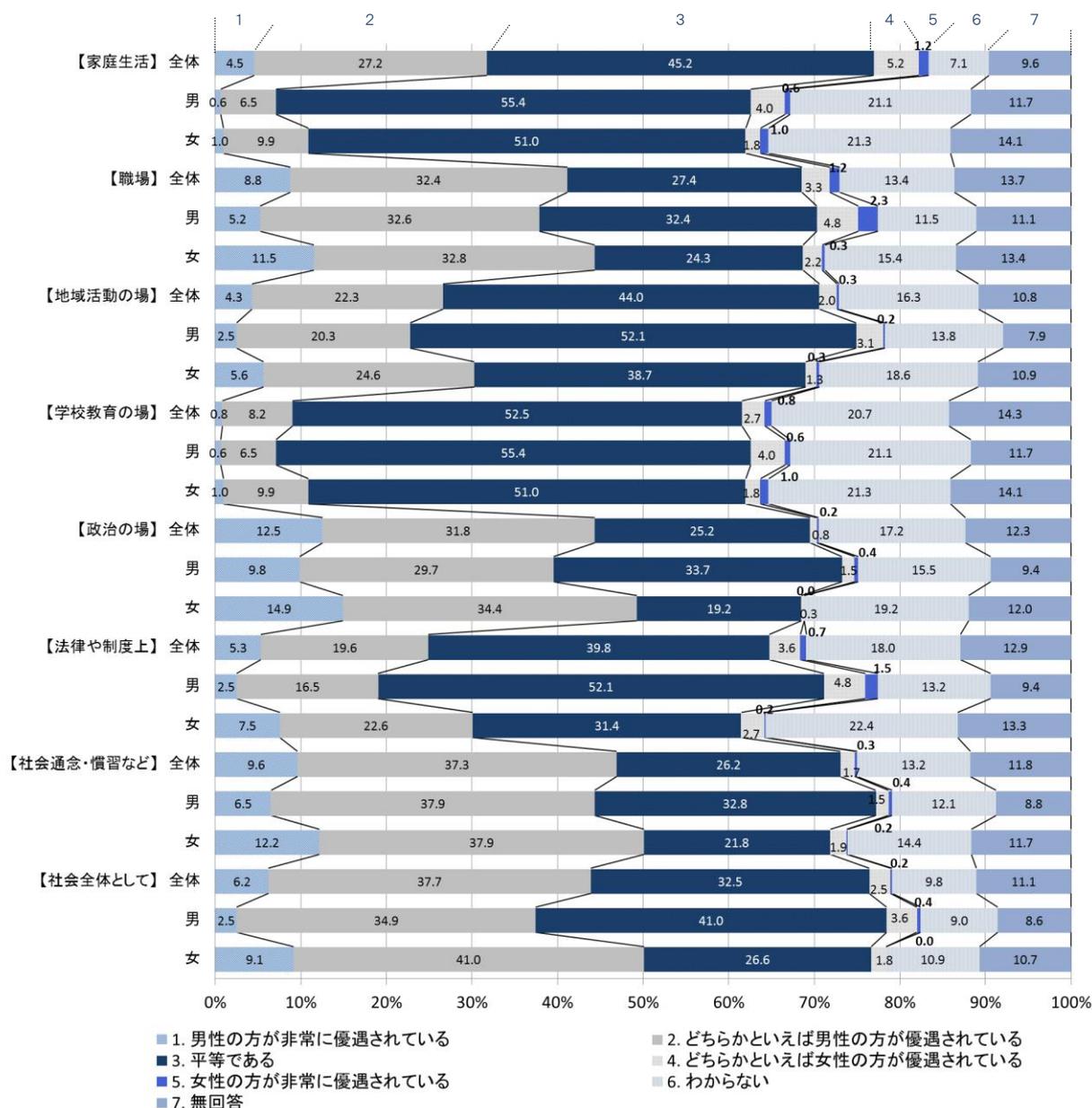
5. 男女共同参画の意識について

平成 26 年度に実施した「みどり市まちづくり市民アンケート」(以下「市民アンケート」という)によると、各分野の「男女の地位の平等感について」の設問では『男性の方が非常に優遇』されている場として、「政治の場」と回答した人の割合が最も高く、次いで「社会通念・慣習・しきたり」、「職場」と続いています。

また、『平等である』との回答割合が最も高かったのは「学校教育の場」でしたが、男性と女性の回答割合に最も差があったものは「法律や制度上」の 20.7%、次いで「政治の場」の 14.5%、「社会全体として」の 14.4%となっています。

また、『女性の方が非常に優遇』と回答した割合は 0.2~2.3%と低くなっています。

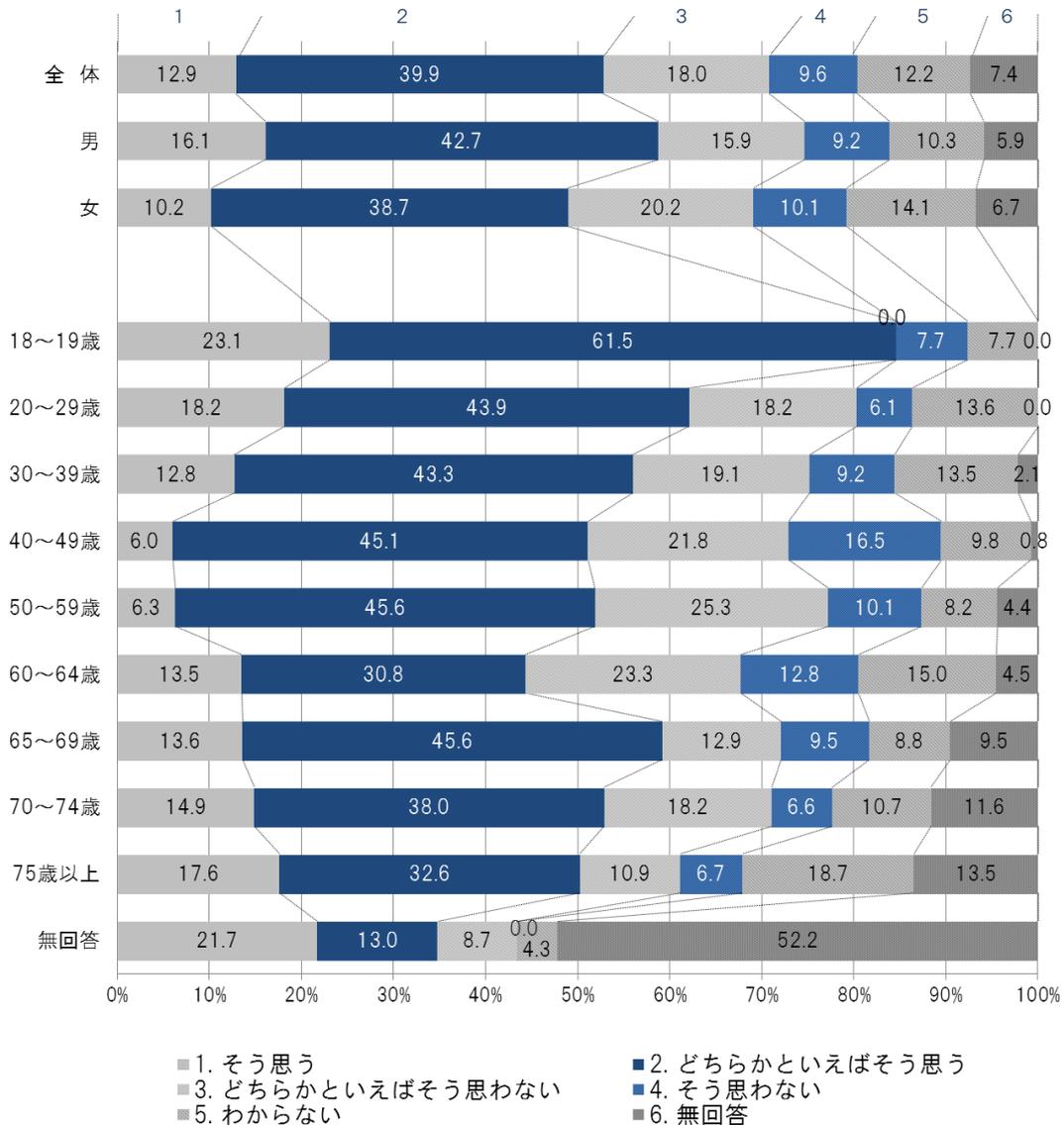
【男女の地位の平等感について（分野ごと）】 資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 26 年度）



また、「地域、学校、職場、家庭などの各分野に男女が対等に参画していると思うか」に回答した人の割合は、全体では『そう思う』『どちらかといえばそう思う』の合計が52.8%と『そう思わない』『どちらかといえばそう思わない』の合計27.6%を上回りましたが、男性と女性の回答割合の差が9.8ポイントありました。

【男女共同参画に関する意識「地域、学校、職場、家庭などの各分野に男女が対等に参画していると思うか」】

資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成26年度）

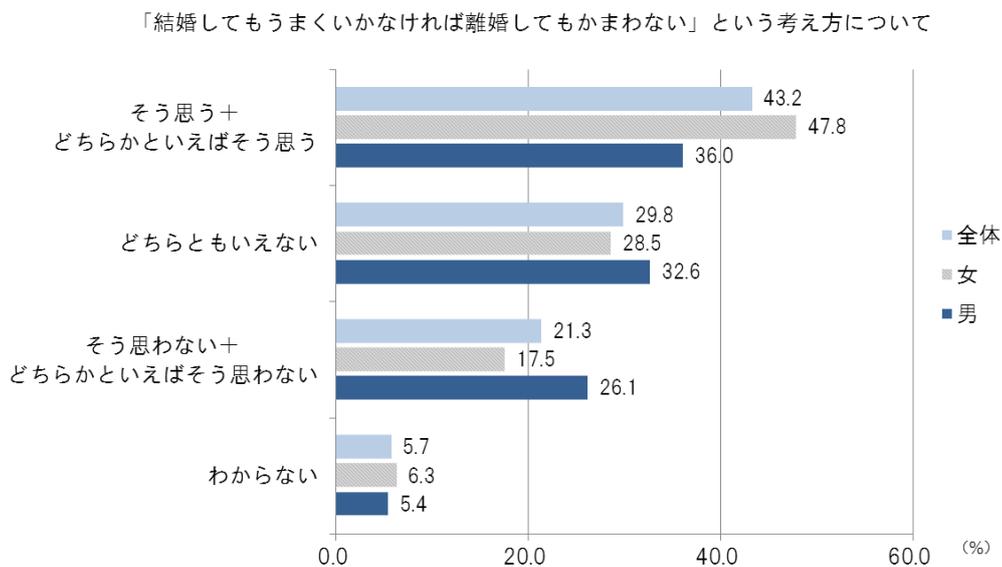
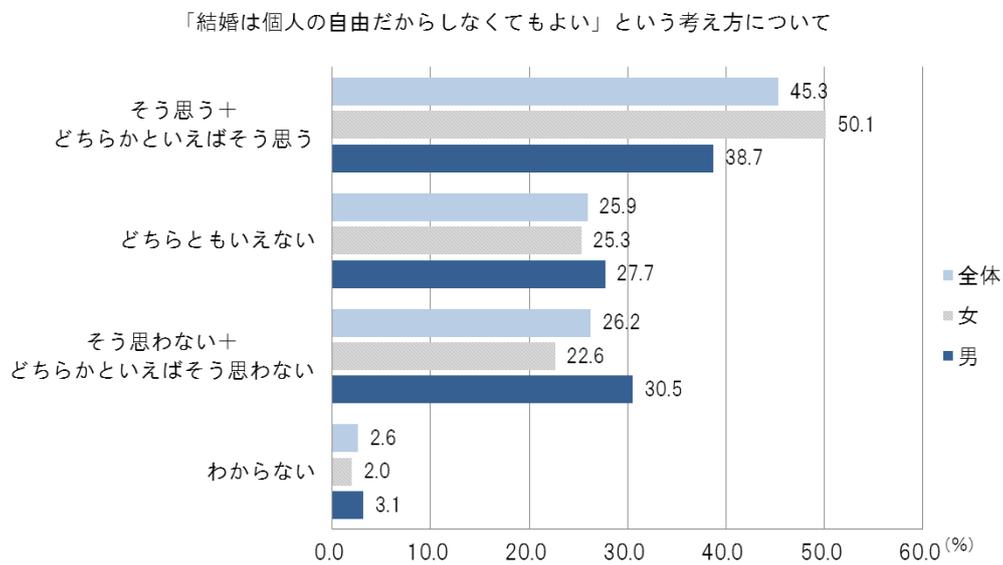


平成 25 年度に実施した市民アンケートの「結婚に関する意識」において、「結婚は個人の自由だからしなくてもよい」「結婚してもうまく行かなければ離婚してもかまわない」の設問では、男女とも『そう思う』『どちらかといえばそう思う』と回答した人の割合が『そう思わない』『どちらかといえばそう思わない』の割合を上回り、特に女性でその割合が高くなっています。

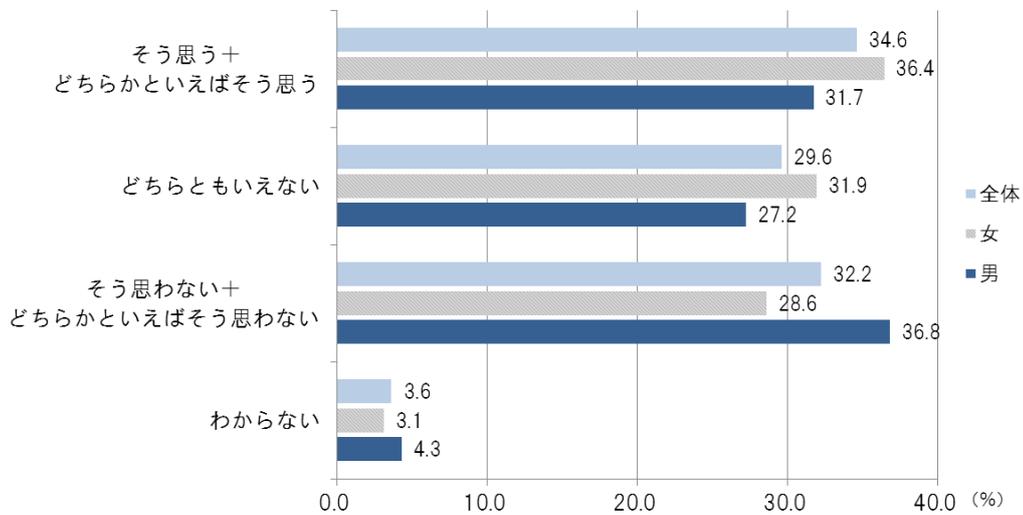
また、「結婚しても子どもを持つことにはこだわらない」について、女性は『そう思う』『どちらかといえばそう思う』の割合が『そう思わない』『どちらかといえばそう思わない』の割合を上回りましたが、男性は『そう思わない』『どちらかといえばそう思わない』と回答した人の割合の方が高い結果となりました。

【結婚に関する意識】

資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 25 年度）



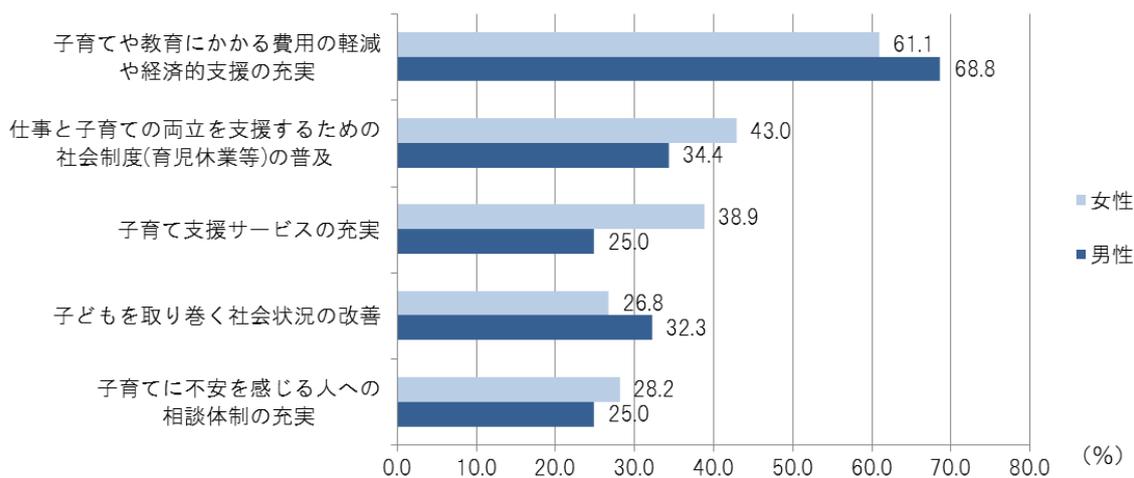
「結婚しても子どもを持つことにはこだわらない」という考え方について



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 25 年度）

「子育てをしやすい社会づくりのために必要なこと」の設問では、男性女性とも『子育てや教育にかかる費用の軽減や経済的支援の充実』『仕事と子育ての両立を支援するための社会制度（育児休業等）の普及』の順に回答した人の割合が高く、次いで、男性は『子どもを取り巻く社会状況の改善』、女性は『子育て支援サービスの充実』と、男性と女性で結果に差がみられます。

子育てをしやすい社会づくりのために必要なこと【上位5位】



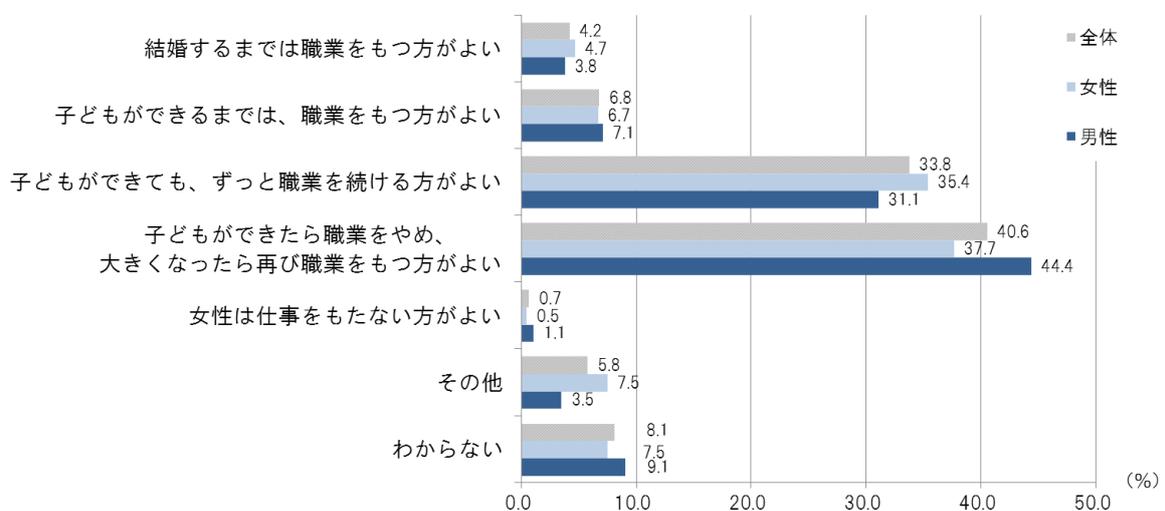
資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 25 年度）

平成 25 年度に実施した市民アンケートの「女性が職業をもつことについて」の設問では、男女とも『子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい』と回答した人の割合が 40.6%と最も高く、次いで、『子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい』が 33.8%となっています。

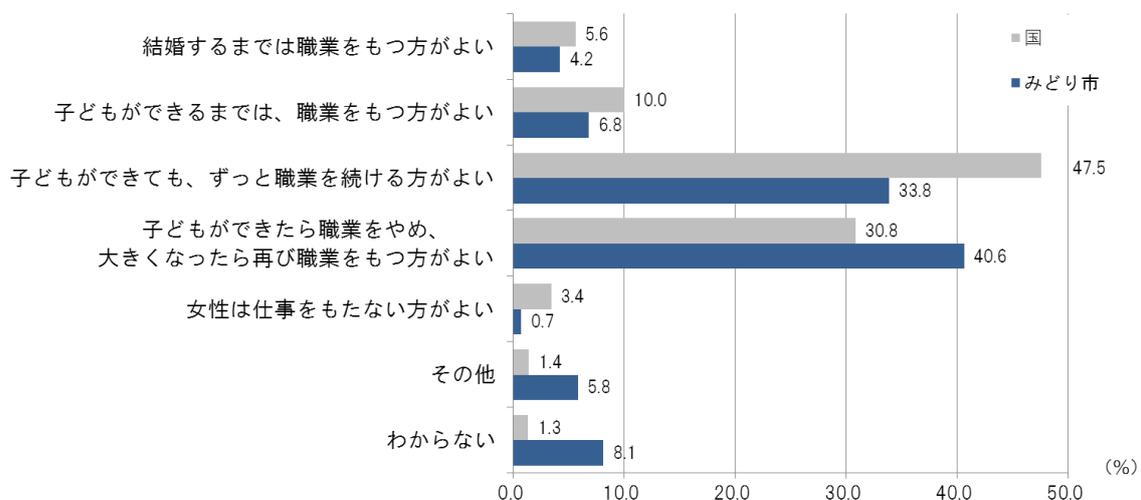
平成 24 年に実施された内閣府の世論調査の結果を見ると、『子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい』と答えた人の割合が 47.5%と最も高く、次いで『子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい』が 30.8%となっており、みどり市とは上位 1 位 2 位の回答順位が異なっており、それぞれの回答割合には 10 ポイント以上の差があります。

【女性が職業を持つことについて】

みどり市男女比較



国・みどり市比較



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 25 年度）

内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 24 年）

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

この計画では、日本国憲法、女子差別撤廃条約にうたわれている人権の尊重と男女平等を基本とします。これらの基本的人権が保障されている社会の中で、性別にとらわれることなく、個人の個性や能力を尊重し、一人ひとりの可能性が最大限に発揮できる社会を目指します。

さらに、みどり市の最上位計画である「みどり市総合計画」の将来像で掲げている『輝くひと 輝くみどり 豊かな生活創造都市』の実現に向け、基本理念を次のように掲げます。

基本理念

男女がともに自分らしく輝ける社会を目指して

老若男女すべての市民が、助け合い、思いやり、尊重し合い、性別にかかわらず、個性と能力が十分に発揮される、自分らしく輝ける社会を目指していきます。

2. 基本目標

重点

1 男女共同参画の意識改革

男女共同参画社会を実現するためには、長年人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、制度及び慣行の見直しが必要であり、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが必要です。

そのため、男女共同参画について理解を深めるための啓発活動や学習機会を充実し、市民の意識改革を図ります。

男女共同参画プランにおいては、男女共同参画についての意識を醸成していくことが必要であることから、この項目を重点項目として設定します。

2 男女共同参画に関する人権の尊重

男女共同参画社会は、男女がともに個人としての人権が尊重される社会であり、男性と女性がともにより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重し合うことが必要です。

そのため、人権意識の醸成や、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを行うなど、人権を尊重した男女共同参画の意識づくりを推進します。

3 仕事と家庭生活の両立支援

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな活動に参画するためには、仕事と家庭生活とのバランスを図るための支援が必要です。

そのため、各種子育て・介護支援、健康づくり支援や職場の労働環境整備などを行い、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

4 さまざまな分野で男女共同参画を推進

誰もが生きいきと暮らせるような活力のある社会を築くために、あらゆる分野での男女共同参画を進めていく必要があります。

そのため、上記1から3に該当しない分野として、県で推進している農業等の分野、推進主体としてのみどり市職員、地域社会における男女共同参画を推進します。

5 計画の推進体制の整備・充実

男女共同参画社会を実現するためには、上記のさまざまな施策を実施し、男女共同参画庁内推進会議を中心とした、計画の着実な推進が必要となります。

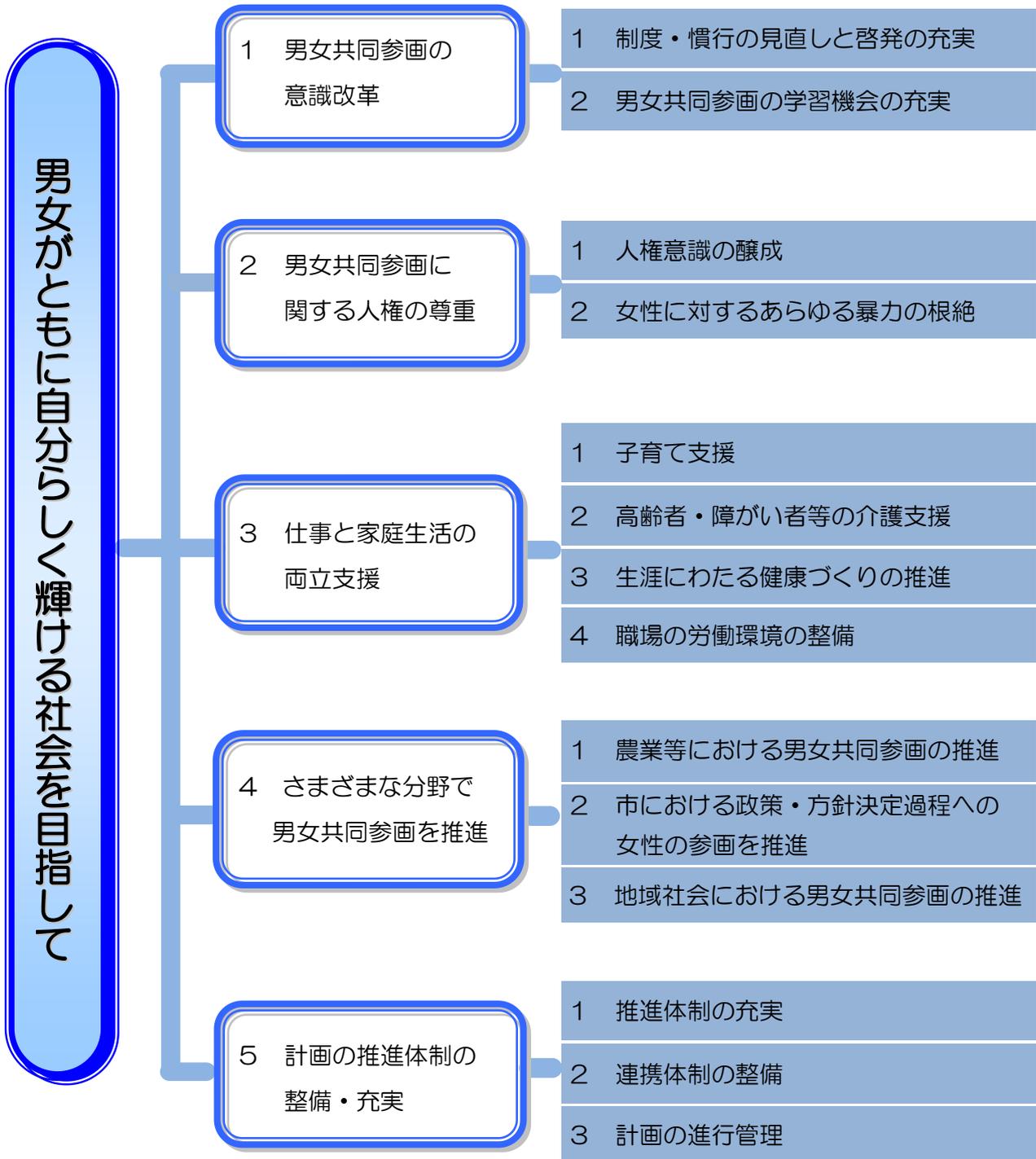
そのため、男女共同参画の推進に関して意見等を行う男女共同参画審議会の運営、団体や県・近隣自治体等との連携体制の整備、計画の進行管理など、推進体制を整備・充実します。

3. 体系図

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



4. 具体的施策一覧

基本 目標	施策の方向	具体的施策
1 男女共同参画の意識改革	1 制度・慣行の見直しと啓発の充実	1 男女共同参画推進のための周知・情報発信・啓発の実施
		2 市の施策や刊行物における内容・表現の配慮
		3 男女共同参画に関する講演会の開催
		4 男女共同参画標語・写真コンテスト等の実施
	2 男女共同参画の学習機会の充実	5 幼児期における男女共同参画意識の醸成
		6 男女共同参画の視点に立った進路指導等の推進
		7 学校教育の場における研修、研究
		8 保護者に対する啓発の推進
		9 男女共同参画に関する講座やセミナーの実施
2 男女共同参画に関する人権の尊重	1 人権意識の醸成	10 学校における人権教育の推進
		11 人権に関する講演会、研修会の開催
		12 人権啓発事業の実施
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	13 講演会、研修会の開催
		14 セクハラ等の防止と対処の推進
		15 セクハラ等防止に関する啓発活動
		16 DV・デートDVに関する啓発活動
		17 DVに関する相談窓口の広報・情報提供
		18 DVに関する相談体制の充実
		19 DV被害者等への支援
20 住民基本台帳におけるDV被害者支援措置		
3 仕事と家庭生活の両立支援	1 子育て支援	21 妊娠、出産、子育て期の健康支援
		22 子育て相談体制の充実
		23 家庭教育学級の開催
		24 男性の家庭参加の推進
		25 各種子育て支援サービスの充実
		26 母子家庭等の自立・就業支援
		27 児童虐待防止対策の推進
	2 高齢者・障がい者等の介護支援	28 高齢者の社会参加の推進
		29 介護保険・高齢者福祉サービスの充実
		30 介護予防サポーター養成事業の実施
31 障がい及び障がい者の理解促進		
32 障がい福祉サービスの充実		

基本目標	施策の方向	具体的施策
3 仕事と家庭生活の両立支援	3 生涯にわたる健康づくりの推進	33 思春期体験学習の実施
		34 性に関する適切な教育の推進
		35 食育推進事業
		36 桐生大学との連携による健康講座の実施
		37 女性特有のがん検診の推進
	4 職場の労働環境の整備	38 団体等と連携した啓発活動の実施
		39 事業主や従業員に対する男女共同参画推進の働きかけ
		40 事業所への「男女共同参画推進員」設置と女性管理職登用の働きかけ
		41 市職員に対する育児休暇等の取得の推進
		42 市役所内のノー残業デーの実施
4 ささまざまな分野で男女共同参画を推進	1 農業等における男女共同参画の推進	43 農業における啓発の促進
		44 家族経営協定の締結促進
		45 農業委員の女性委員登用にに向けた働きかけ
		46 県・JA 等との連携
	2 市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進	47 市職員に対する男女共同参画職員研修の実施
		48 女性職員採用や女性管理職の登用の推進
		49 各種審議会等への女性委員参画の推進
	3 地域社会における男女共同参画の推進	50 地域活動における女性の参画の促進
		51 NPO・ボランティアに関する啓発活動
		52 各種委員の活動促進
53 防災・減災活動における女性参画の促進		
5 計画の推進体制の整備・充実	1 推進体制の充実	(1) 庁内推進体制の充実
		(2) 男女共同参画審議会の運営
	2 連携体制の整備	(1) 男女共同参画を推進する団体等との連携・支援
		(2) 国・県等関係機関との連携
	3 計画の進行管理	(1) 事務事業評価の実施
		(2) 計画の見直し

各論

- 第1章 男女共同参画の意識改革
- 第2章 男女共同参画に関する人権の尊重
- 第3章 仕事と家庭生活の両立支援
- 第4章 さまざまな分野で男女共同参画を推進
- 第5章 計画の推進体制の整備・充実

第1章 男女共同参画の意識改革

1. 制度・慣行の見直しと啓発の充実

(1) 現状と課題

社会構造の変化や経済状況により、人々の働き方が変化し、以前と比べて女性の社会進出が進んでいます。しかし、職場や地域、社会通念、しきたりなどで長年人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識は、いまだに存在しています。

固定的な性別役割分担とは、例えば「男性は仕事、女性は家事・育児」、「女性は管理職に向いていない」などを指し、性別を理由に個人の生き方を決めてしまうことです。その中には、自由な発想や多様な人生の選択を妨げる原因となっているものが少なくありません。

男女共同参画、というところから女性のためのもの、と思いがちですが、男女共同参画社会を実現するためには、性別による役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性にとっても地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められており、十分な啓発活動を行い、意識や制度を見直していく必要があります。

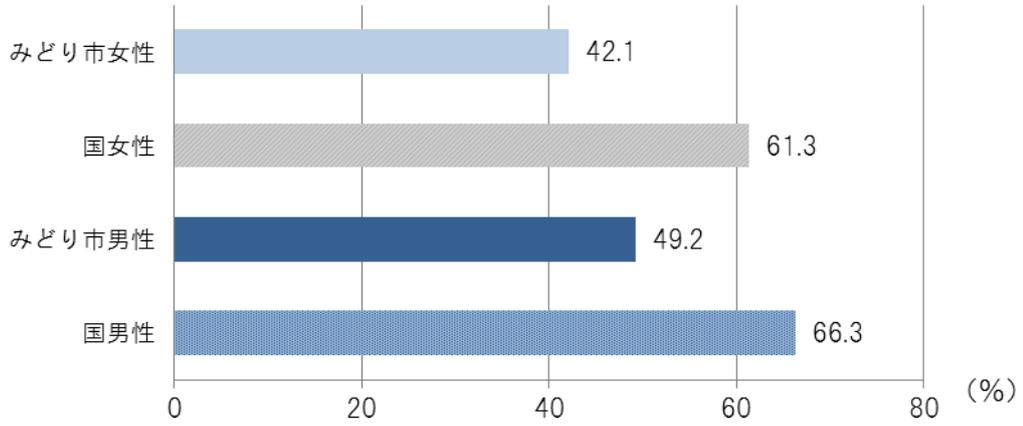
国では、毎年6月に「男女共同参画週間」を実施するなど、広報・啓発活動に取り組んでいますが、「男女共同参画社会」という言葉自体の周知度は、平成24年10月の世論調査において63.7%と、DV（配偶者からの暴力）81.7%、男女雇用機会均等法79.6%に比べて低く、男女共同参画についての適切な理解が浸透していない状況です。

みどり市においても、これまで、「みどり市男女共同参画プラン」により、広報紙等への掲載やリーフレットの配布、講演会など、男女共同参画に関するさまざまな啓発に取り組んできましたが、平成26年度に実施した市民アンケートでは、「男女共同参画社会」という用語の周知度は45.5%と、国の調査結果に比べ非常に低い現状です。

また、「男は仕事、女は家庭」という考え方は、「賛成」または「どちらかといえば賛成」が平成20年度調査に比べて減少し、「反対」または「どちらかといえば反対」が「賛成」または「どちらかといえば賛成」を上回る結果になりましたが、「反対」の割合は、男性よりも女性のほうが高い傾向は変わらず、家事は女性の役割、生活費の確保は男性の役割などとする固定的な性別役割分担意識がいまだにみられる状況です。

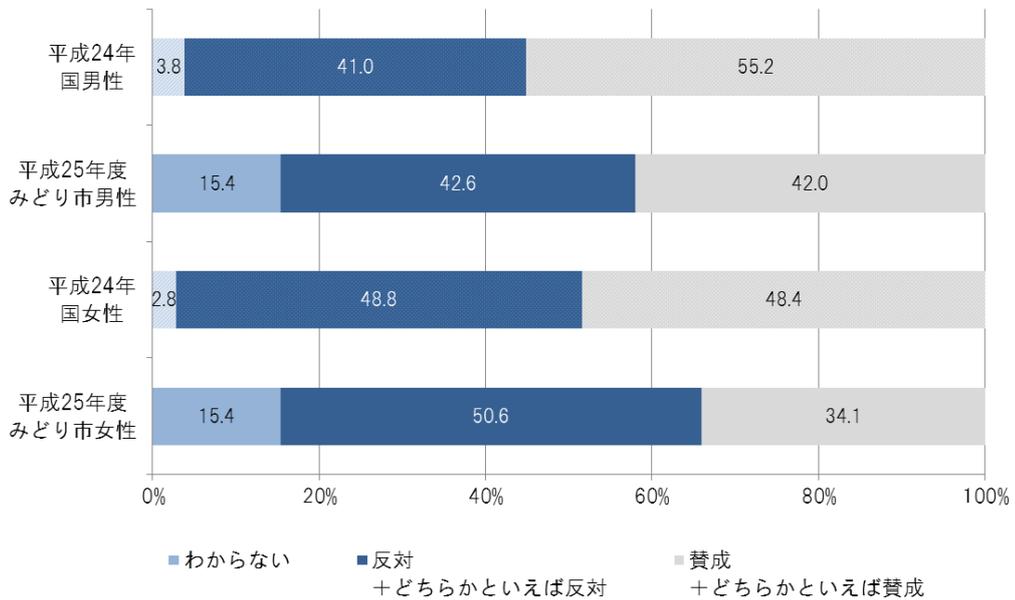
今後も引き続き、広報紙やホームページなどの活用による情報発信や、リーフレットの配布や講演会、男女共同参画週間事業など、男女共同参画に関する周知と理解促進を目指した啓発活動への取り組みが必要とされています。

【「男女共同参画社会」という用語の周知度（「男女共同参画という言葉を知っている」）】



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 26 年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年）

【「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか】



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 25 年度）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成 24 年）

(2) 施策の展開

社会制度や慣行には、いまだに性別による固定的役割分担意識が根強く残っています。

この意識を変革していくためには、男女平等を基礎とする男女共同参画について、市民に周知を図り理解を深めていく必要があります。そのため、講演会・講座の開催や広報紙などを通じて、啓発活動や情報の提供を推進します。

また、市の施策や刊行物については、男女共同参画の推進に配慮して取り組み、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼさないように改善していきます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
1	男女共同参画推進のための周知・情報発信・啓発の実施	男女共同参画についての周知と理解促進を目的として、担当課が連携をとり広報紙やホームページを作成します。また、啓発品の活用により情報提供を行い意識啓発を図ります。	市民	秘書課 企画課
2	市の施策や刊行物における内容・表現の配慮	「広報みどり」やホームページの他、市の計画や刊行物等について、男女共同参画の推進に配慮します。	市民	秘書課 企画課
3	男女共同参画に関する講演会の開催	男女共同参画についての周知と理解を深めるため、講演会を開催します。	市民	企画課
4	男女共同参画標語・写真コンテスト等の実施	男女共同参画に関する標語・写真コンテストなどを実施し、男女共同参画についての啓発を行います。	市民 小中学校 児童生徒	企画課 学校教育課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合	45.5%	60%
「男は仕事、女は家庭」という、性別役割分担意識に対し、反対である人の割合	57.9%	60%
「広報みどり」における男女共同参画に関する啓発記事の掲載	年1回	年2回



平成 25 年度男女共同参画写真コンテスト 優秀作品『パパのごはん おいしい!』 高橋 悠さん



男女共同参画シンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、平成21年に男女共同参画社会基本法制定10周年を迎えるにあたり、男女共同参画のシンボルマークを作成しました。

このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重し合い、共に歩んでいけたらという願いがこめられています。



男女共同参画

2. 男女共同参画の学習機会の充実

(1) 現状と課題

男女共同参画の意識づくりには、保育園や幼稚園の幼児期から固定的な意識を身につけないようにすることが大事です。小中学校においても、性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を大切に、他人を思いやり、尊重するという男女平等意識に基づき、男女共同参画の視点に立った教育を進めることが求められています。

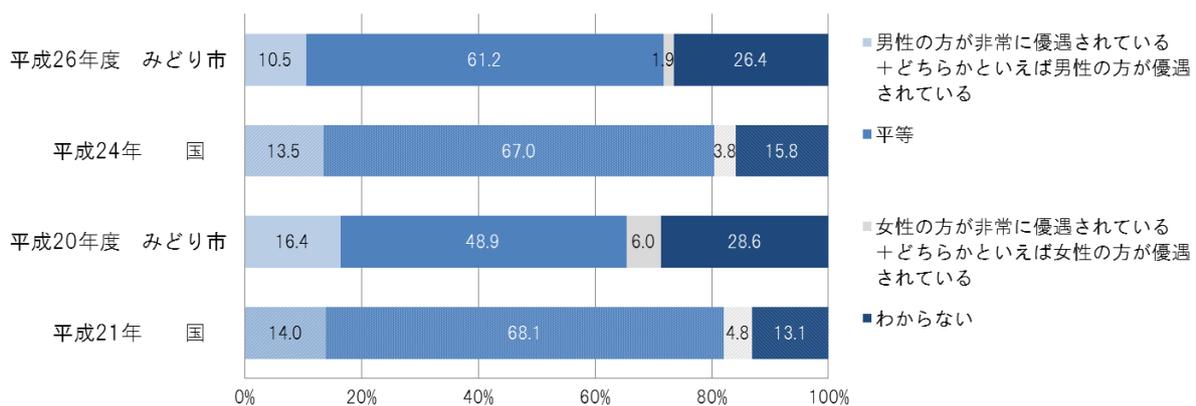
また、男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のさまざまな分野に参画するためには、固定的な性別役割分担にとらわれない進路選択をする能力を身につけることが必要とされます。

みどり市においては、プランの推進に併せ、市立保育園、幼稚園の職員を対象に男女共同参画研修等を行い、また、学校教育の場では、群馬県人権教育充実指針に沿い、男女平等の教育を実践しています。

平成26年度に実施した市民アンケートによると、「学校教育の場」における男女の地位の平等感は、61.2%と平成20年度調査より大きく増加しました。しかしながら、国の調査結果の67%に比べ、やや低い傾向がありますので、今後も継続した取り組みを実施していく必要があります。

また、学校教育の場だけではなく、家庭や地域等あらゆる場においても生涯にわたり多様な学習の機会が確保されることが重要となります。

「学校の場」における男女の地位の平等感



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成26年度）
内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（平成24年）
みどり市男女共同参画に関する意識調査（平成20年度）
内閣府「男女共同参画に関する世論調査」（平成21年）

(2) 施策の展開

保育園、幼稚園など幼児期においては、性別にかかわらず園児一人ひとりの個性が重視される遊びの環境づくりに配慮し、男女共同参画の視点に立って園児と接します。

学校教育の場では、道徳や特別活動など各教科の授業を通じて、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図るほか、生徒個人の生き方や能力、適正を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに主体的に進路を選択する能力や態度が身につけられるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を行います。

保護者を対象とした啓発としては、男女共同参画についての適切な理解を深めるため、園や小中学校を通じたリーフレットの配布等による啓発活動を行います。

さらに、男女共同参画に関する正しい理解と知識を深めるための学習機会を提供します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
5	幼児期における男女共同参画意識の醸成	男女共同参画に関する研修に参加し、保育園、幼稚園においては、性別にとらわれない遊びの環境構成を工夫するなど、男女共同参画の視点に立った取り組みを推進します。	保育園 幼稚園	企画課 こども課 学校教育課
6	男女共同参画の視点に立った進路指導等の推進	男女がそれぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さ、男女平等の歴史的背景や重要性・必要性を学びます。また、職業に対する性別による固定的な考え方にこだわらず、幅広い職業選択を念頭に置いて主体的な進路の選択ができるよう、指導します。	小中学校 児童生徒	学校教育課
7	学校教育の場における研修、研究	男女共同参画の視点で教育を行うため、定期的な研修会を行います。また、市教育委員会・指導主事の指導訪問の際に授業参観、改善方法の指導等を行います。	幼稚園 小学校 中学校 教職員	学校教育課
8	保護者に対する啓発の推進	男女共同参画についての理解を深めるため、幼稚園・保育園・小中学校を通じて、保護者に向けたリーフレットなどを配布します。また、PTAと連携し、保護者等に向けた男女共同参画に関する研修会を行うことを検討します。	幼稚園児 保育園児 小中学校 児童生徒 の保護者	企画課 学校教育課 こども課
9	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	男女共同参画に関する理解を深めるために講座やセミナーなどの学習の機会を提供します。	市民	企画課 社会教育課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
保育園・幼稚園職員の男女共同参画研修会への参加	年1回	年2回
保育園、幼稚園、小中学校を通じた男女共同参画に関するリーフレット等の配布	年2回	年3回
男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	年2回	年3回

第2章 男女共同参画に関する人権の尊重

1. 人権意識の醸成

(1) 現状と課題

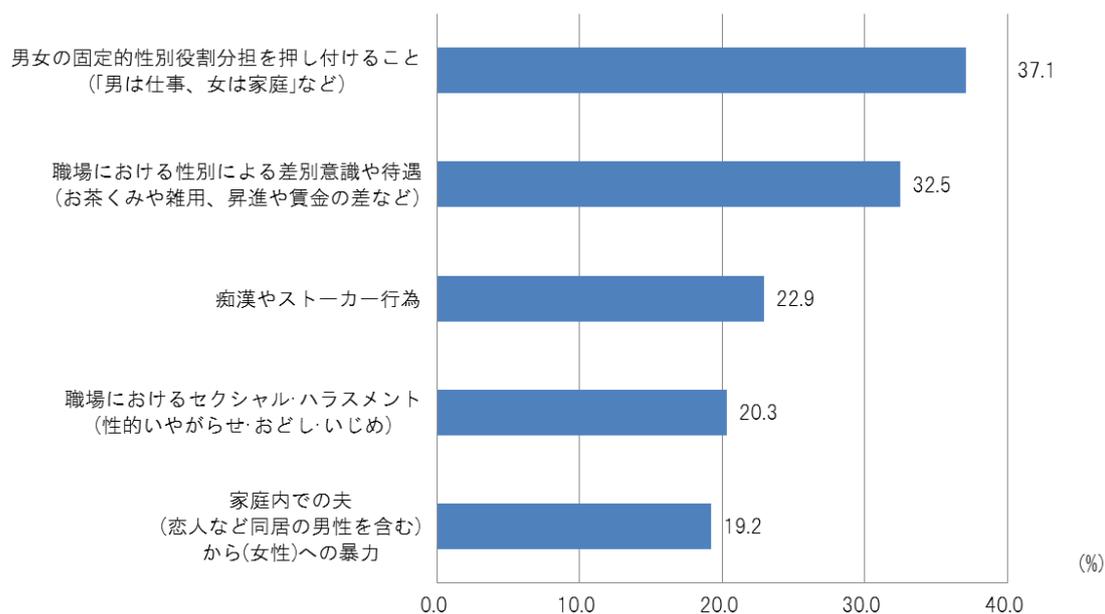
日本国憲法では、法の下での平等と、個人としての尊重についてうたわれており、男女共同参画を推進していくにあたり、人権の尊重は基本的な考えとなるものです。

男女共同参画社会は、男女がともに個人としての人権が尊重される社会であり、男性と女性がともにより良い関係を築いていくためには、お互いの人権を尊重しあうことが必要です。

国では、「人権週間」等のあらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌・ポスター等による啓発活動を行い、人権尊重思想の普及に努めています。

みどり市においても、人権啓発事業や各種研修会等を行っていますが、今後も引き続き幅広い呼びかけとPR活動により、市民への人権尊重意識の一層の啓発を行っていく必要があります。

女性の人権が尊重されていないと感じること【上位5位】



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成25年度）

(2) 施策の展開

男女がお互いの人権を尊重する意識が高まるよう、講演会、研修会、人権展の開催や冊子の配布などの啓発を進め、さまざまな広報活動により人権尊重意識の啓発を推進します。

また、子どもたちが人権問題について理解を深め、自立の意識を育むために、個人の尊厳、人権の尊重に関する教育の充実に努めます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
10	学校における人権教育の推進	人権教育の歴史的背景や重要性・必要性を学ぶなど、群馬県人権教育充実指針に沿い、学校教育における人権教育を推進します。	小中学校 児童生徒	学校教育課
11	人権に関する講演会、研修会の開催	市民や市職員、教職員等を対象にした講演会や、市人権教育推進協議会委員対象等を対象にした研修会を開催し、人権意識の高揚と、さまざまな人権問題への理解を深め、人権問題の解消に向けた取り組みを推進します。	市民 市職員 教職員 市人権教育推進協議会委員	社会教育課 市民課 企画課
12	人権啓発事業の実施	市内の幼稚園、小中学校、高等学校及び特別支援学校での人権学習の成果を「人権展」として展示・発表します。また、成果作品を啓発品や冊子として市民に配布することで人権意識の啓発を図ります。	幼稚園児 小中学校 児童生徒 市民	社会教育課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
人権が尊重されている社会であると思う市民の割合	44.1%	50%

2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 現状と課題

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下、DVと言う。）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（以下、セクハラと言う。）及びストーカー等の被害者の多くは女性となっています。

また、高校生などの若年層のDV（デートDV）も深刻な社会問題化しています。

社会的、経済的、肉体的に優位に立つ男性が、弱い立場にある女性をさまざまな暴力で支配しようとする行為は、重要な人権侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するためには必ず達成しなければならない重要な課題です。

このため、国では女性に対する暴力をなくす運動（11月）の実施や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」※の改正、配偶者暴力相談支援センターの設置、ストーカー規制法の改正（平成25年）などの取り組みが行われています。

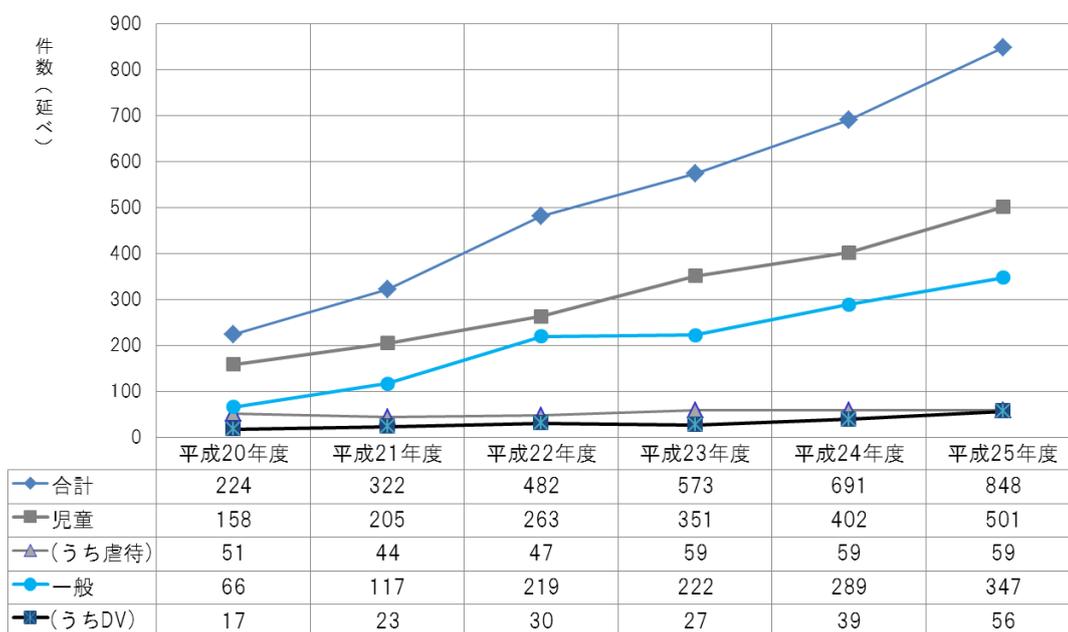
特にDVに関しては、法の改正（平成16年、19年、25年）により、対策の強化や対象の拡大がなされ、群馬県においても「ぐんまDV対策推進計画（第3次）」（平成26年3月）が策定され、DV対策の推進が図られています。

しかしながら、全国の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は増加し、ストーカー等の被害においても、深刻化・重犯罪化する傾向にあります。また、群馬県においても女性相談センター及び女性相談所の相談件数は大幅に増加し、みどり市の家庭児童相談室（こども課）における相談件数も、児童虐待に関するもののほか、DVに関する相談も年々増加傾向にあります。

DVは、家庭において行われることが多いため被害が見えにくく、子どもにも深刻な影響を与えます。特に、親の暴力を見て育った子どもが、暴力によるコミュニケーションを学習し、人間関係がうまく築けなかったり、将来DVの加害者や被害者になってしまう「暴力の世代間連鎖」が問題となっています。また、被害者も暴力をふるわれたと認識していない場合や、「しかたがない」と受け入れてしまい、暴力を再生産してしまう傾向もあります。さらに、加害者の犯罪性に対する意識が低いため、暴力が繰り返され徐々にエスカレートするということも重要な問題となっています。

そのため、被害者に対するケアはもちろんですが、予防活動から加害者への対応まで、「暴力の世代間連鎖」を断ち切るため、幅広い啓発活動の推進と施策の充実が必要となります。

みどり市 家庭児童相談室への相談件数



資料：こども課 家庭児童相談室



「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とは

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。被害者が男性の場合もこの法律の対象となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれています。

「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

(2) 施策の展開

女性の人権問題やDVなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくために、講演会、研修会の開催やリーフレットの配布など、さまざまな啓発活動を行います。

また、相談窓口や関係機関と情報共有を行い、適切に対応するために相談体制の充実を図り、被害者等に対して緊急の居場所の提供などさまざまな支援を行います。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
13	講演会、研修会の開催	さまざまな角度から人権問題をとらえ、女性の人権問題・DV等（ストーカー・パワハラ・セクハラ）に関して周知・理解促進のため、講演会、研修会を開催し、暴力を防止する（許さない社会づくり）意識の浸透を図ります。	市民 市人権教育推進協議会委員 教職員 市職員	社会教育課 企画課 こども課
14	セクハラ等の防止と対処の推進	職場におけるセクハラ等の防止と対処を進めるため、市がモデル事業所として、相談・対処体制を構築します。	市職員	総務課
15	セクハラ等防止に関する啓発活動	セクハラやパワハラ防止のために、団体を通じて事業所へリーフレット等を配布し啓発を図ります。	事業所	商工課 企画課
16	DV・デートDVに関する啓発活動	DV・デートDVについて理解を深めるため、幼稚園・保育園・小中学校の児童生徒とその保護者、また、新成人等にリーフレットを配布するなどの啓発活動を実施します。	保育園 幼稚園 小中学校 児童生徒 及び 保護者 新成人等	企画課 こども課 学校教育課
17	DVに関する相談窓口の広報・情報提供	DV等の相談窓口が掲載されたカードの配布や情報提供を行い、相談窓口の周知を図ります。	市民	こども課
18	DVに関する相談体制の充実	こども課（家庭児童相談室）を中心に、関係機関との情報共有を行い、適切に対応するために相談体制の充実を図ります。	市民	こども課
19	DV被害者等への支援	こども課（家庭児童相談室）を中心に、関係機関と連携を図り、DV被害者等に対して緊急の居場所の提供などさまざまな支援を行います。	市民 DV被害者等	こども課

20	住民基本台帳におけるDV被害者支援措置	DV及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳制度を不当に利用して住民票等を請求した場合に、応じない措置を行います。	DV及びストーカー行為等の被害者	市民課
----	---------------------	---	------------------	-----

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
女性で、何らかの暴力被害を受けたことがある人の割合	16.9%	15%
保育園・幼稚園・小中学校を通じたDV・デートDVに関するリーフレット等の配布	年1回	年1回
DVに関する講演会・研修会の開催	年0回	年1回



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

内閣府男女共同参画局では、女性に対する暴力の問題に対する社会における認識をさらに深めていただくため、「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を制定しました。

シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志が表されています。



第3章 仕事と家庭生活の両立支援

1. 子育て支援

(1) 現状と課題

社会構造の変化や女性の社会参加の推進、経済情勢により、「共働き」世帯が増加傾向にありますが、核家族化等が進行する中で、子育てなどの家庭生活と仕事の両立が困難な状況があります。

「共働き」は、経済的な事情もありますが、男女ともにそれぞれの夢、希望の実現に向けて、お互いに支え合いながら家庭生活を担っていく理想的なスタイルと言えるかもしれませんが、しかし、現実には、家事、育児、介護となると、仕事と家庭の両立支援策が十分でないことから、夫婦ともに苦勞することが多く、それが少子化の一つの要因になっているとも言われています。

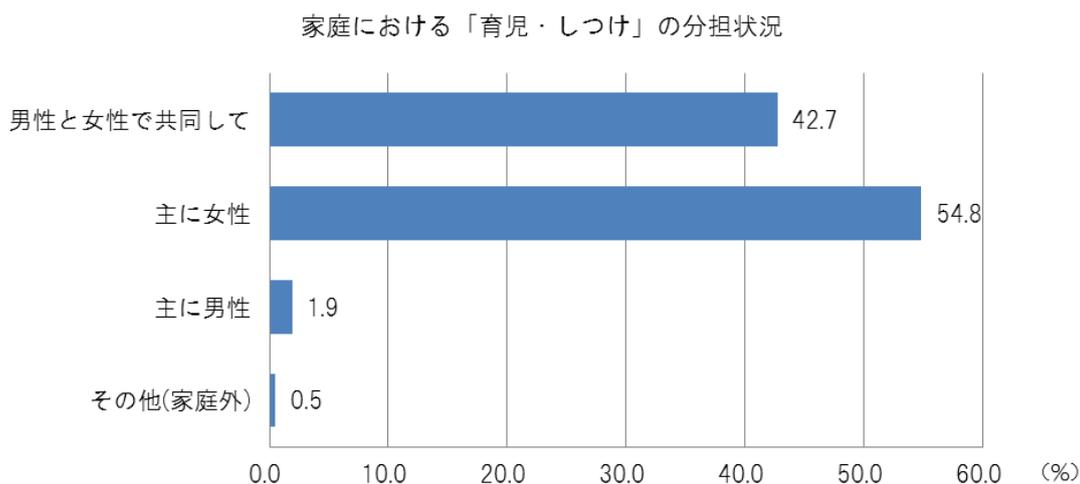
男女が安心して子どもを産み育て、その他の活動とのバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにするためには、社会全体の取り組みとして、仕事と子育ての両立や、子育ての負担感を緩和・除去するような環境整備を進めていくことが必要とされます。

これまでみどり市においては、次世代育成支援行動計画に基づき、各種保育サービスや子育て支援の充実を進めてきましたが、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、「子ども・子育て支援新制度」による支援が平成27年4月から開始されます。

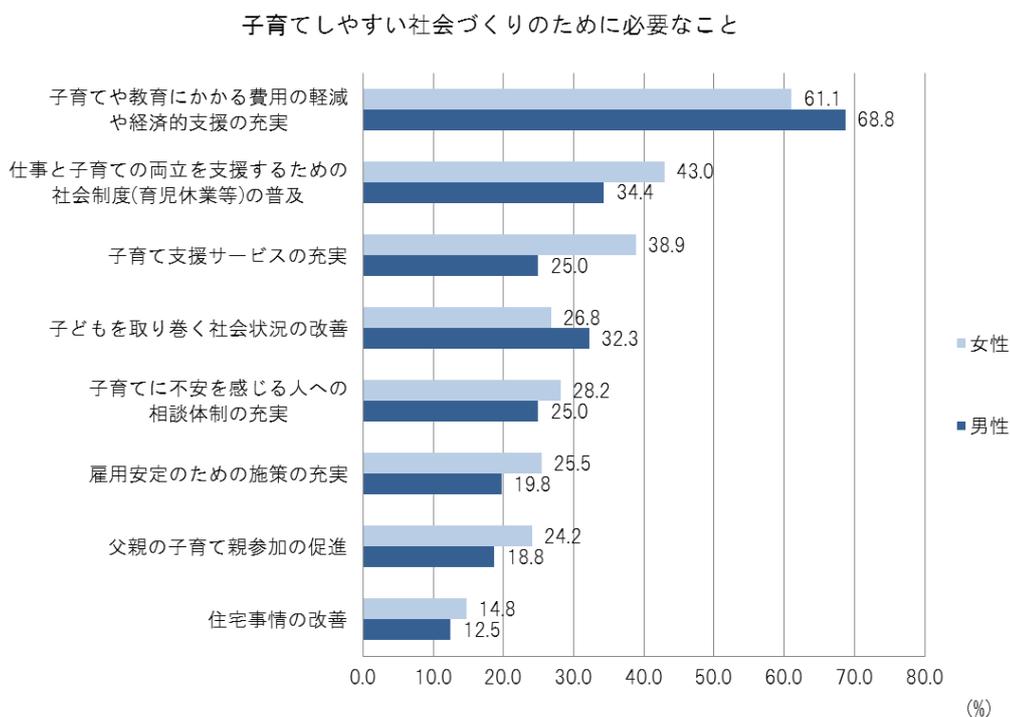
この法律により作成が義務化された「子ども・子育て支援事業計画」を、みどり市では、次世代育成支援行動計画と一体的なものとして計画を策定し、これらの法律や計画に基づく施策により、今後も、各種サービスの充実、子育て等の家庭生活と仕事を両立できる支援や、男性の家庭参加、男女が協力して子育てを行うよう啓発を実施するなど、さまざまな取り組みを行う必要があります。

市民アンケートの結果では、家庭における男性・女性の役割のうち、「育児・しつけ」の分担状況に関する回答では、「主に女性」という回答が54.8%、「男性と女性で共同して」という回答は42.7%となりました。

また、「子育てしやすい社会づくりのために必要なこと」については、男性女性ともに経済的支援の充実や両立支援のための社会制度（育児休業等）の普及が上位となりましたが、子育て支援サービスの充実に関しては、女性と男性の回答に13ポイントの差がありました。



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成26年度）



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成25年度）

(2) 施策の展開

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するために、子育て支援のための各種サービスを充実します。

また、両親学級の開催や、男性の家庭参加を推進する講演会や事業を実施し、男女が協力し合う環境づくりを推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
21	妊娠、出産、子育て期の健康支援	「母親学級・両親学級」(パパママクラス)を開催し、妊娠中から親としての意識を高め、父親の育児参加を促します。また、不妊治療費用の助成や乳幼児の保健指導や健診の実施等により、妊娠・出産・子育て期の健康支援を行います。	不妊治療をしている夫婦 妊婦・乳幼児をもつ親等	健康管理課
22	子育て相談体制の充実	子育てに関する方法や悩み、支援制度の利用方法など、子育てに関する相談体制の充実を図ります。また、父親等男性の利用を推進します。	子育て中の親	健康管理課 こども課
23	家庭教育学級の開催	親子のスキンシップ、親同士や子ども同士の交流及び仲間づくり、さらに地域でのさまざまな仲間づくりを行うことを目的として「家庭教育学級」を開催します。	子育て中の親及び子ども	社会教育課
24	男性の家庭参加の推進	男性の家庭参加を促すため、講演会や事業を実施します。また、男性の家事、子育て等に関する冊子を配布し、啓発を行います。	市民	企画課
25	各種子育て支援サービスの充実	保育園、学童保育所の施設整備や運営の充実に努めます。また、福祉医療制度による医療費の助成をはじめ、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援センター事業、第3子以降紙おむつ給付事業などの各種子育て支援サービスを充実します。	市民	こども課 市民課
26	母子家庭等の自立・就業支援	母子家庭等の経済的自立を目指し、高等技能訓練・自立支援教育訓練に対して助成を行います。また、福祉医療制度により母子・父子家庭及び父母のいない児童への医療費の助成を行います。	母子家庭 父子家庭 父母のいない児童	こども課 市民課

27	児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止に関する広報・啓発、関係機関との連携により児童虐待の早期発見に努めます。また、「みどり市要保護児童対策地域協議会」の活動を中心に、虐待を受けている子どもをはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護・支援により早期解決につなげます。	0歳～18歳未満 要保護児童	こども課
----	-------------	--	-------------------	------

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
子どもの育児・しつけを「男性と女性で共同して」行う割合	33.1%	60%



『要保護児童対策地域協議会』とは

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童若しくは、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」）の早期発見や適切な保護等を図るために、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うことを目的に設置された協議会です。



平成 25 年度男女共同参画写真コンテスト 最優秀作品『開店準備中』 茂木 理彩さん

2. 高齢者・障がい者等の介護支援

(1) 現状と課題

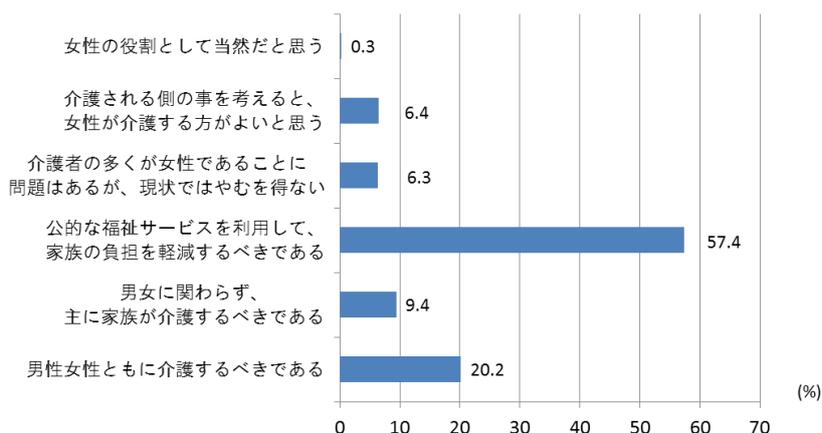
急速な高齢化の進行により、介護を必要とする高齢者が増加するとともに、介護が長期化・重度化する傾向にあり、介護する家族の負担は大きいものとなっています。

平成 22 年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、介護者の約 7 割が女性という実態が示されていますが、今後も、介護が必要な高齢者の数は増加することが予測されており、介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、介護サービスを利用した社会全体で支えていく仕組みが必要となります。

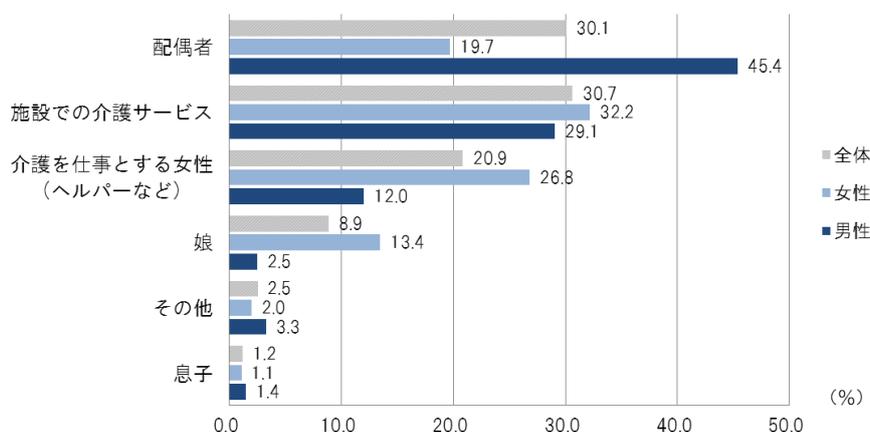
また、高齢者や障がい者が、その意欲や能力に応じて社会とのかかわりを持ち続け、社会を支える重要な一員として充実した生活を送れる社会が求められています。

みどり市においては、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」に基づき、さまざまなサービスの充実を図ってきましたが、男女共同参画の視点から、女性だけに負担が偏らないような支援を行っていく必要があります。

高齢者の介護者に女性の割合が多いという実態について



介護が必要になった場合、介護をしてほしい人 【上位 6 位】



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成 25 年度）

(2) 施策の展開

男女がともに家庭生活と社会のさまざまな分野における活動に参画するために、高齢者及び障がい者への支援や、介護をする側への支援を充実します。

特に、女性に偏りがちな介護の負担を軽減するため、各種介護保険・高齢者福祉サービス等の充実に努めます。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
28	高齢者の社会参加の推進	高齢者が自立した生活を送り、社会のさまざまな活動に参画できるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき推進します。	高齢者	介護高齢課
29	介護保険・高齢者福祉サービスの充実	男性のための料理教室等の開催により、男性の家事参加を推進するほか、女性に偏りがちな介護の負担が軽減できるよう、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、各種介護保険・高齢者福祉サービス等の充実に努めます。	高齢者と その家族	介護高齢課
30	介護予防サポーター養成事業の実施	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修を実施します。	市民	介護高齢課
31	障がい及び障がい者の理解促進	市民の障がい者等に対する理解を深めるため、啓発・交流事業を実施します。	障がい者	社会福祉課 社会教育課
32	障がい福祉サービスの充実	家族の負担が軽減できるよう、障がい福祉サービスの充実に努めます。	障がい者 とその家族	社会福祉課 社会教育課



平成23年度写真コンテスト 応募作品

「グランドゴルフを楽しむ人々」

大澤 弘治さん

3. 生涯にわたる健康づくりの推進

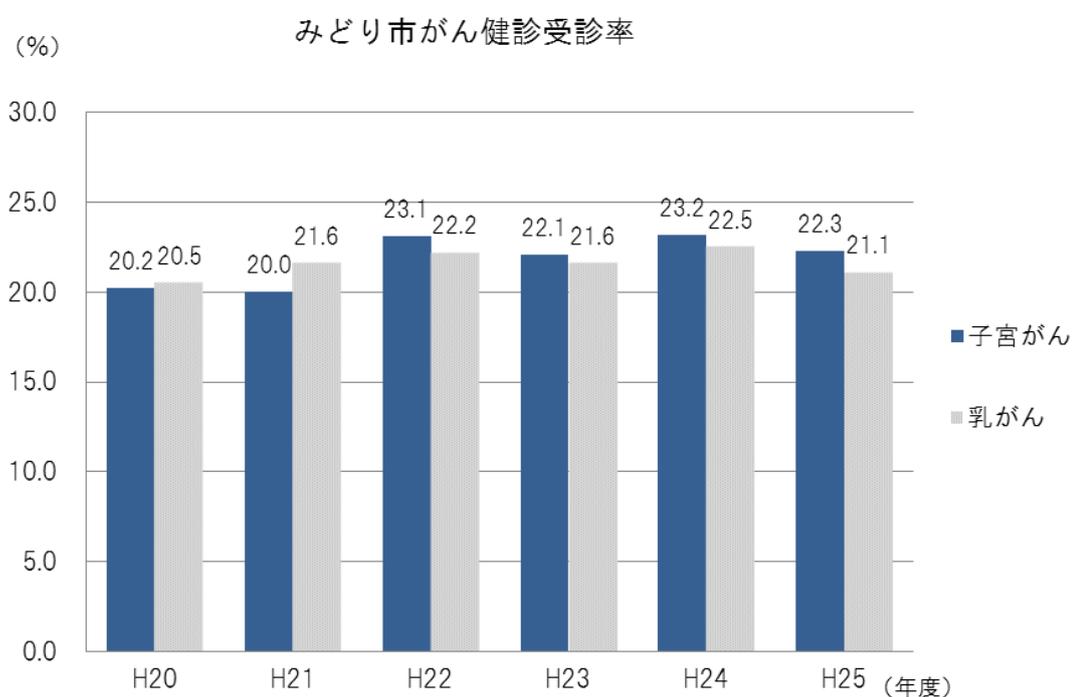
(1) 現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、男性も女性もそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合いお互いを尊重して、心身ともに健康を維持できることが必要です。

特に女性は、妊娠・出産のための仕組みが備わっていることから、思春期や更年期など、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面します。そのため、健康について気軽に相談できる体制や、妊産婦へのきめ細かい支援、性差に配慮した医療の推進が課題となっています。

国では、国民全体の健康づくり運動として「健康日本21」や、母子保健分野として「健やか親子21」等の計画を推進しているほか、毎年3月を「女性の健康週間」として各種啓発事業を展開しています。

みどり市においては、女性のための健康講座や、乳がん・子宮がんなど、女性特有のがん検診を行っています。がん検診の受診率は22%から23%であり、今後も一層の啓発活動と、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策を推進していくことが必要です。



資料：健康管理課

(2) 施策の展開

幼少期から授業を通して性に関する適切な性教育を推進します。また、多感な中学生については、命の大切さや親子の関わり、育児の喜びを知る、思春期体験学習を行い、理解を図ります。

また、男女がともに健康で生きいきと暮らすため、食育の大切さや技術、知識の習得を図り、男女の固有の病気や身体機能を考慮した、生涯にわたる健康づくりを推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
33	思春期体験学習の実施	妊娠、出産、育児の体験談を聞いたり、乳幼児とのふれあいを通して、命の大切さや親子の関わり、育児の喜びを知る、思春期体験学習を行います。	中学校生徒	健康管理課
34	性に関する適切な教育の推進	小中学校の授業を通して、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて適切な性教育を行います。	小中学校児童生徒	学校教育課
35	食育推進事業	主に子育て中の親子に対し、健康づくりの一貫として、食育の大切さや食に関する技術、知識を習得するために、食育推進事業を行います。	子育て中の親子	健康管理課
36	桐生大学との連携による健康講座の実施	桐生大学と連携し、多くの市民が参加できる、運動や栄養等の実習を取り入れた講座を開催します。	市民	健康管理課
37	女性特有のがん検診の推進	子宮がん検診（20歳以上の女性）と乳がん検診（40歳以上の女性）などの女性特有のがん検診を実施し、疾病の早期発見に努めるとともに、適切な健康管理に役立てます。	女性市民	健康管理課

4. 職場の労働環境の整備

(1) 現状と課題

働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成するだけでなく、自己を確立し視野を広げるなど、非常に重要な役割であり、男女がともに有する権利です。

しかし、家事、育児などの家庭生活の活動については、女性が働いている・いないにかかわらず、女性に負担が偏りがちであるという現状があります。男女がともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動のバランスが取れる環境づくりが重要です。

国では、昭和 60 年制定の男女雇用機会均等法は改正を重ね、制度上の改善が図られつつあります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するため、平成 20 年 1 月に「仕事と生活の調和推進室」が設置され、新たな取り組みを行っています。

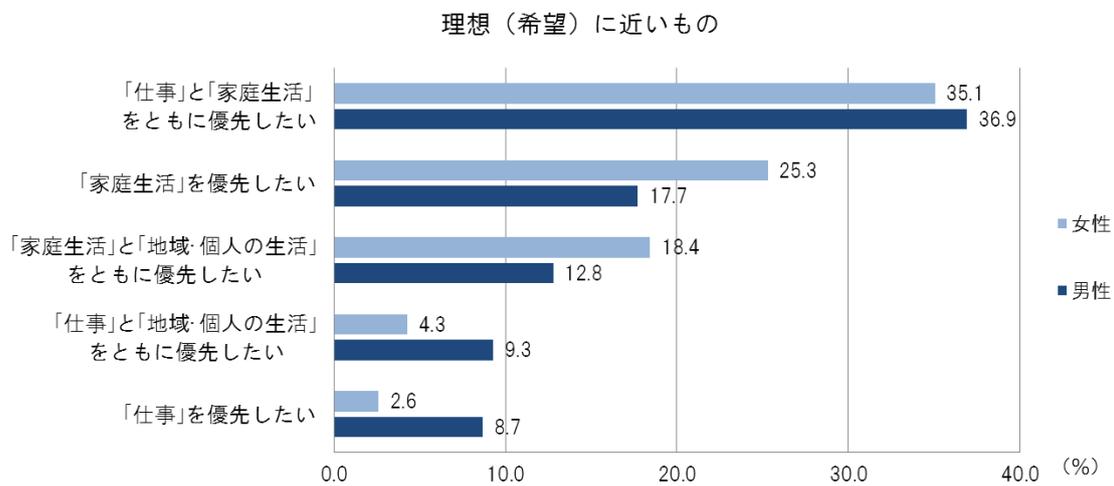
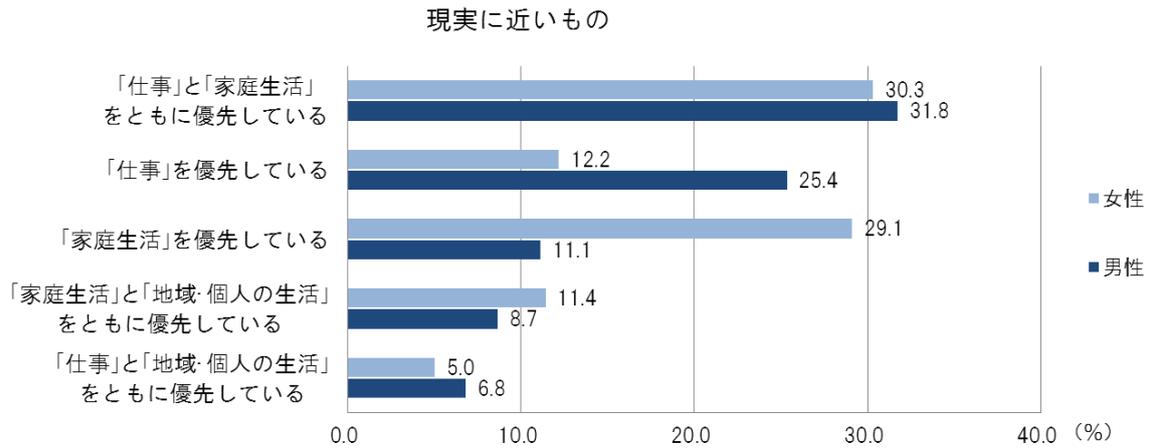
みどり市においても、平成 25 年度の市民アンケートの結果によると、理想（希望に近いもの）では「仕事と家庭生活をともに優先したい」と考える人が男女とも多いですが、現実では特に男性は「仕事を優先している」、女性は「家庭を優先している」という結果になっています。

理想と現実が一致するためには、労働条件を向上し、ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発活動が重要となります。

商工業などの自営業はもとより、事業所についても、事業者と労働者の双方に法令の内容を十分理解されていない実情があり、情報提供や労働条件の整備を図ることが必要です。また、雇用以外の働き方も多様化していることから、在宅就業や起業を目指す女性が、男性と均等な機会の下で一層の活躍ができるような支援も必要とされています。

■「日常生活について」理想と現実【上位5位】

資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成25年度）



■理想と現実の一致率（単位：％）

	理想						全体	
	「仕事」を優先	「家庭生活」を優先	「地域・個人の生活」を優先	「仕事」と「家庭生活」をともに優先	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先		
現実	「仕事」を優先	5.4	2.5	0.6	8.6	2.1	1.5	20.6
	「家庭生活」を優先	0.3	14.6	0.3	4.9	0.2	3.8	24.1
	「地域・個人の生活」を優先	0.0	0.2	0.7	0.4	0.1	0.5	1.9
	「仕事」と「家庭生活」をともに優先	0.5	5.4	0.6	25.0	1.3	2.5	35.2
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	0.0	0.9	0.5	1.1	3.1	1.1	6.7
	「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	0.1	1.4	0.3	0.9	0.5	8.4	11.5
	全体	6.3	24.9	3.0	40.8	7.3	17.7	100.0

理想と現実が一致している割合 57.2%

資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成25年度）

(2) 施策の展開

男女の雇用の均等な機会や待遇が確保されるよう、法令の内容を事業主や市民に理解してもらうために情報提供を行います。

また、仕事とそれ以外の充実した時間を過ごすために、ワーク・ライフ・バランスを推進する啓発を行います。

市役所内においては、育児・介護休業の取得を推進するなど、模範となるような働きやすい職場環境づくりを進めます。また、労働時間の短縮や能率化に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
38	団体等と連携した啓発活動の実施	団体等と連携し、男女雇用機会均等法や男女共同参画に関するリーフレットなどの配布や研修を行い、雇用者等の意識啓発を図ります。また、男女共同参画に関する情報を提供し、関係者に働きかけを行うことを検討します。	団体等	企画課 商工課
39	事業主や従業員に対する男女共同参画推進の働きかけ	事業所等の経営者、管理者、従業員に対して、育児休業等の啓発活動を実施し、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを図ります。	事業所等の経営者 管理者 従業員	商工課 企画課
40	事業所への「男女共同参画推進員」設置と女性管理職登用の働きかけ	事業所等の経営者、管理者に対し、「男女共同参画推進員」設置と、女性管理職の登用促進について啓発活動を実施します。	事業所等の経営者 管理者	商工課 企画課
41	市職員に対する育児休暇等の取得の推進	育児休暇、介護休暇、育児短時間勤務及び育児部分休業などの制度を取得しやすい環境をつくり推進します。	市職員	総務課
42	市役所内のノー残業デーの実施	労働時間の短縮・能率化を目的として、週に1日のノー残業デーを継続実施し、ワーク・ライフ・バランスを推進します。	市職員	総務課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
団体等との連携による男女共同参画に関する研修会等の開催	年0回	年1回
市男性職員の育児休暇取得率	0%	10%



『男女共同参画推進員』とは

群馬県男女共同参画推進条例（平成16年3月）では、「事業者は、事業活動における男女共同参画を推進するため、普及啓発活動などの活動を行う、『男女共同参画推進員』を置くよう努める」としています。



カエルジャパンキャンペーンシンボルマーク

国では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、「カエル！ジャパン」キャンペーンを行っています。

【変える＝かえる！】

現状を「変える」というちょっと勇気がいることを、「カエル！」と称して、誰もが知っているカエルのキャラクターに託し、‘愛嬌’をもって呼びかけていきます。

言葉の洒落は、難題にもユーモアを持って明るく、くじけず臨もうという思いであり、ホップ・ステップ・ジャンプと跳躍するその力にもあやかります。



第4章 さまざまな分野で男女共同参画を推進

1. 農業等における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

男女共同参画社会基本法では、食料自給率や食の安全、消費者の信頼の確保など、近年の食に関する意識の高まりも含め、農山漁村再生に向けた視点から、農業等における女性の参画が不可欠であるとしており、一つの柱として進めています。

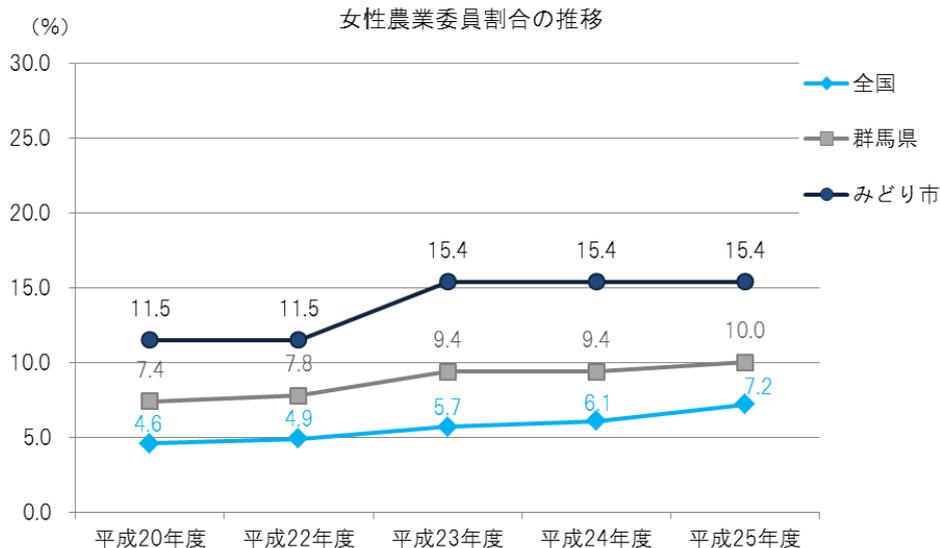
県においても、「ぐんま農業・男女共同参画行動計画」を策定し、農業分野における男女共同参画の推進に力を入れています。

群馬県の農業就業人口に占める女性は約半数となっており、農業生産の重要な担い手です。しかし、農業者団体等役員の女性の割合は非常に低いものとなっています。

また、農業分野においては、生活の場と仕事の場が一体で、勤務時間や仕事の内容についても区別がなく、女性は男性と一緒に仕事をしながら、家事、育児、介護等を担っている状況があります。

みどり市においても、市民アンケートによると、掃除、洗濯、食事のしたくなどについては、約6割から7割が「主に女性」が行っているという結果になっており、男女共同参画の視点から、男性と女性が対等なパートナーとして、ワーク・ライフ・バランスを図る啓発と支援が必要となります。

そのため、農業分野においては、みどり市においても県（農業指導センター）と連携しながらプランの実現に向けて、家族経営協定の締結促進や女性農業委員などの農村女性リーダーへの活躍支援、女性起業の育成支援を行うことで農業分野における男女共同参画の推進を図る必要があります。



資料：農林水産省 農業委員への女性の参画状況より

(2) 施策の展開

農業の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、家族経営協定の締結促進を図るとともに、各種冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

また、農業委員の女性委員登用などを通じて、方針決定の場への女性の参画を拡大することや、女性起業ネットワークの構築などにより、女性が活動しやすい環境づくりを促進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
43	農業における啓発の促進	各地区の農業連絡組織を通じて、各農家に男女共同参画に関するリーフレット等の配布などによる啓発活動を促進します。	農業者	企画課 農林課
44	家族経営協定の締結促進	関係機関と連携し、農業委員の活動のひとつとして、家族農業経営主に家族経営協定締結の啓発に努め、契約締結の促進をします。	農業者	農業委員会事務局
45	農業委員の女性委員登用に向けた働きかけ	国・県と連携を図りつつ、市及び関係機関等へ、女性農業委員の登用に向けた要請活動を展開します。	農業者 市及び関係機関等	農業委員会事務局
46	県・JA等との連携	関係機関や団体と連携し、男女共同参画を推進します。また、研修会等を実施し、農業分野の女性の起業支援や女性農業者の社会参画を促進します。	女性農業者等	農林課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
家族経営協定の締結数	33組	46組
女性農業委員数	4人	4人



『家族経営協定とは』

農業に従事する家族構成員が、対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などについて、家族で話し合って決める協定です。



平成 22 年度男女共同参画写真コンテスト 応募作品「ホレ・ホレ・ジャガイモ!」 倉井 康頼さん

2. 市における政策・方針決定過程への女性の参画を推進

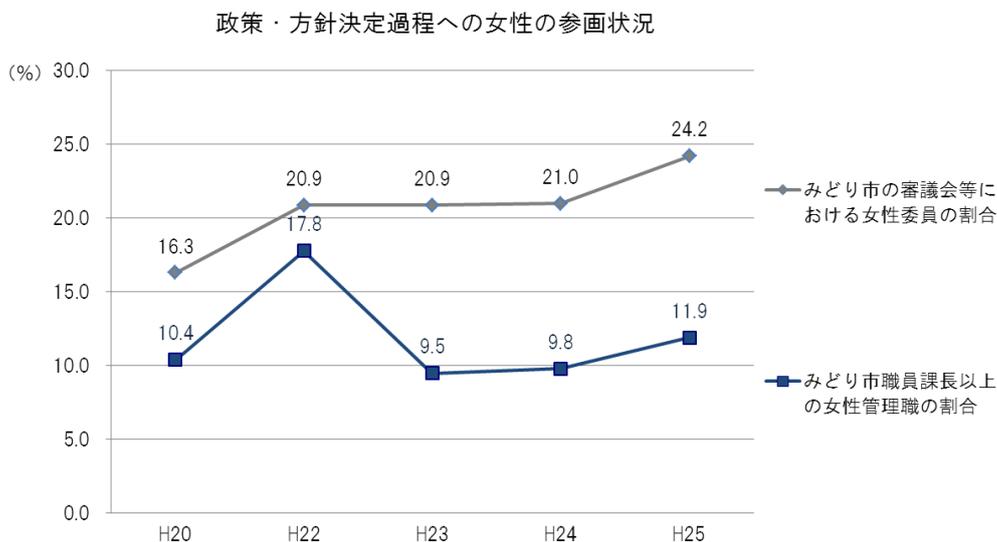
(1) 現状と課題

男女共同参画社会の形成にあたっては、女性の政策・方針決定過程への参画が重要であり、男女共同参画社会基本法では、「政策等の立案及び決定への共同参画」を基本理念の一つとして掲げています。

政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるためには、女性がこれらの場に積極的に参画することが必要です。その環境整備として、女性自身が政策決定能力を高めていくことが必要とされており、その機会が与えられることも重要です。

本市では、女性の政策・方針決定過程への参画を促進するために、地方自治法に基づく審議会等委員における女性委員の割合を、平成26年度末までに35%にすること、また、市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合を、平成26年度末までに20%にすることを目標として取り組んできましたが、平成25年4月1日現在の審議会等における女性委員の比率は24.2%、管理職（課長級以上）に占める女性の割合は11.9%と低くなっています。

男性、女性のそれぞれの特性や視点から、多様な意見や考えが公正に反映されることが、誰もが住みよいみどり市の形成につながるため、市政のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる取り組みと、さまざまな形でのポジティブ・アクション（積極的改善措置）の導入が必要となります。



資料：内閣府「男女共同参画行政に関する調査」

(2) 施策の展開

みどり市職員を対象に、職員の基礎及び共通認識として男女共同参画研修を行い、男女共同参画社会の実現について理解を深めます。

また、女性職員の政策・方針決定過程への参画を進めるため、外部研修等への参加を図るとともに、女性管理職の登用を推進します。

さらに、市の各種審議会等における女性委員の参加を積極的に推進します。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
47	市職員に対する男女共同参画職員研修の実施	みどり市職員の基礎及び共通認識を図るため、職員を対象とした男女共同参画研修を実施し、理解を深めます。	市職員	企画課
48	女性職員採用や女性管理職の登用の推進	職員採用の際には、男女比率に偏りのない公正な採用に努めます。また、女性の能力向上に関する研修等を行うとともに、女性管理職の登用を推進します。	市職員	総務課
49	各種審議会等への女性委員参画の推進	「みどり市審議会等の取り扱いに関する指針」に基づき、各種審議会等の所管課に働きかけ、一般市民・女性委員の参画を推進します。	市職員	企画課 総務課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
審議会等における女性委員の割合	24.2%	35%
市職員課長以上の女性管理職の割合	11.9%	20%

3. 地域社会における男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

誰もが生きいきと暮らすことができるような活力ある地域社会を築くためには、行政区や町内会などの身近な地域活動においても、男女共同参画を推進する必要があります。

しかし、地域活動については、参加する女性自体は多いものの、役員や代表者は男性であることが多く、重要事項の決定は男性が行っている場合が少なくありません。

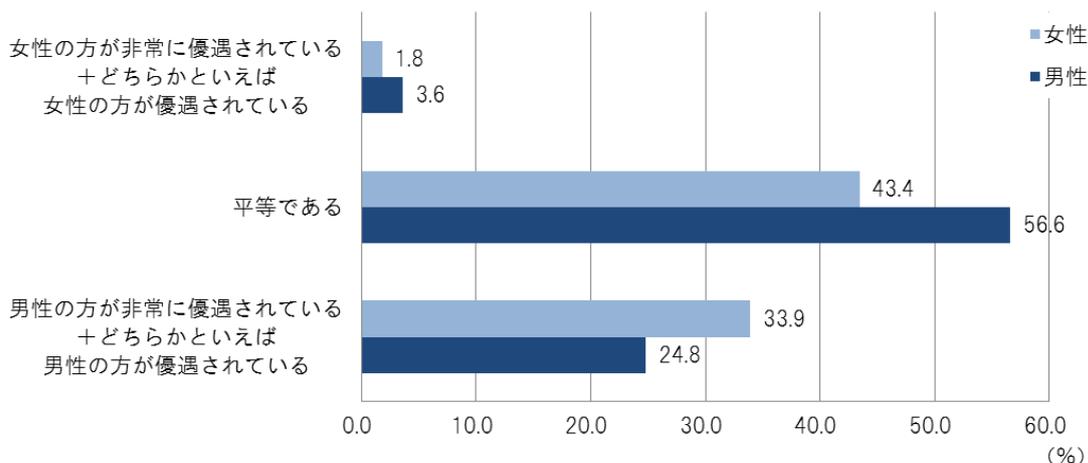
みどり市における市民アンケートによると、「地域活動の場」における平等感において、49.3%の市民が平等であると回答していますが、男女別では男性の方が10ポイント以上も高い結果となっており、また、男性の方が優遇されていると回答している女性の割合も男性に比べ10ポイント近く高い割合となるなど、男女間の意識に偏りがみられます。

行政区活動だけでなく、ボランティア活動などを通じて、各種の地域活動へ男女がともに積極的に参画できるよう促進する必要があります。

また、平成23年3月の東日本大震災などの災害時において、避難所や災害用備品において男女間のニーズの違いや、女性や高齢者、障がい者など、災害時要援護者（災害弱者）への配慮の必要性が取り上げられ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の整備が必要とされていることから、国や地方公共団体において防災計画の見直し等が行われています。

みどり市においても、防災・減災活動における女性参画を促進し、防災計画の見直しの際には男女共同参画の視点を反映する必要があります。

「地域活動の場」における男女の地位の平等感



資料：みどり市まちづくり市民アンケート（平成26年度）

(2) 施策の展開

男女がともに家庭生活等との両立を図りつつ、自らの生き甲斐や充実した時間を過ごすため、地域でのさまざまな活動に参画できる環境づくりを推進します。

また、NPOやボランティアに関する冊子を作成・配布するなど、市民活動・地域活動の推進を図ります。

防災・減災活動を推進するにあたっては、防災会議における女性委員の登用など女性参画を促進し、女性の視点やニーズを防災体制の整備・充実を活かす必要があります。

No.	具体的施策	施策の概要	対象	担当課
50	地域活動における女性の参画の促進	行政区や町内会の行事等において、計画の段階から女性が加わり、意見が反映できるよう働きかけを行うなど、地域活動における女性の参画を促進します。	市民	全課・局
51	NPO・ボランティアに関する啓発活動	NPOやボランティアに関する冊子を作成し公共施設に設置するほか、NPO・ボランティア団体の情報をホームページに掲載して意識啓発を行います。	市民	企画課
52	各種委員の活動促進	地域で身近な相談役を担う、民生委員児童委員をはじめとする、各種委員の活動を通じて、男女が安心して暮らせる環境や社会参加の実現を図ります。	各種委員	全課・局
53	防災・減災活動における女性参画の促進	男女共同参画の視点を反映するため、防災会議における女性委員の登用を推進し、女性の視点やニーズを防災体制の整備・充実に活かします。	市民	総務課

(3) 目標値

指 標	現状値 (平成25年度)	目標値 (平成31年度)
男女の地位の平等感について、「地域活動の場」で平等であると答える人の割合	49.3%	55%

第5章 計画の推進体制の整備・充実

1. 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえた上で、あらゆる分野での取り組みを展開することが重要であり、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。その中で行政の果たす役割は大きく、取り組み内容は幅広い分野にわたります。

そのため、すべての職員が男女共同参画社会について理解し、その形成を目指すという共通認識を持つように意識啓発を行います。

また、男女共同参画庁内推進会議を中心として関係各課の連携を密にし、この計画の着実な推進を図ります。

(2) 男女共同参画審議会の運営

この計画及びその他の男女共同参画の推進に関する重要事項について意見、提言を行う、男女共同参画審議会の運営を行います。

2. 連携体制の整備

(1) 男女共同参画を推進する団体等との連携・支援

男女共同参画を推進していくためには、市が直接行う施策だけではなく、関係団体、関係機関、企業等がそれぞれの立場でこの計画の目的を理解し、主体的な取り組みを展開することが必要となります。

そのため、男女共同参画に関する活動を行う団体と連携し、市民と協働で男女共同参画を推進します。

(2) 国・県等関係機関との連携

この計画の推進にあたり、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

3. 計画の進行管理

(1) 事務事業評価の実施

この計画を実効性のあるものにするために、毎年度事務事業評価を行い、具体的施策や目標値の進捗状況について調査・点検し、実施状況等を報告書としてとりまとめ、これを公表します。

また、男女共同参画審議会は、報告を受けた進捗状況について、必要により市長へ提言を行うなど、進行管理体制を構築します。

(2) 計画の見直し

この計画の最終年度である平成31年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、みどり市の男女共同参画のさらなる推進を図ります。

資料編

- 1. 「第2次みどり市男女共同参画プラン」策定経過
- 2. みどり市男女共同参画審議会設置要綱及び委員名簿
- 3. みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱及び委員名簿
- 4. 男女共同参画の動き
- 5. 関係法令等
- 6. 男女共同参画に関する用語解説

1. 「第2次みどり市男女共同参画プラン」策定経過

年度	月 日	会議等の名称	内 容
平成25年度	7月1日	第1回みどり市男女共同参画庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどり市男女共同参画プラン」次期計画策定についての方針（策定方針） ・次期計画策定スケジュール（案）
	7月9日	第1回みどり市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどり市男女共同参画プラン」次期計画策定について諮問 ・次期計画策定方針とスケジュールについて
	8月9日 ～8月23日	平成24年度進捗状況調査	・みどり市男女共同参画プランの平成24年度の進捗状況について、施策担当課へ調査
	10月22日	第2回みどり市男女共同参画庁内推進会議	・みどり市男女共同参画プラン平成24年度進捗状況報告書（案）について
	11月7日	第2回みどり市男女共同参画審議会	・みどり市男女共同参画プラン平成24年度進捗状況報告書（案）について
	2月10日	第3回みどり市男女共同参画庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市男女共同参画プランの進捗状況を踏まえた現状分析と課題について ・施策の方向について ・新たな課題についての取り組みについて
平成26年度	7月31日 ～8月12日	平成25年度進捗状況調査	・みどり市男女共同参画プランの平成25年度の進捗状況について、施策担当課へ調査
	10月28日～ 11月7日	みどり市男女共同参画庁内推進会議委員、関係各課・局へ確認依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市男女共同参画プラン平成25年度進捗状況報告書（案）についての確認 ・プランの見直しに伴う具体的施策（変更案）の記載内容に対する確認と意見照会
	10月29日	第1回みどり市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり市男女共同参画プラン平成25年度の進捗状況について ・プランの体系図（変更案）の説明 ・具体的施策（変更案）説明
	11月27日	第2回みどり市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的施策一覧表（変更案）について ・プラン本文・各論（変更案）について ・プランの目標値一覧（変更案）について
	12月3日 ～12月10日	みどり市男女共同参画庁内推進会議委員及び関係各課・局へ依頼	・本文（変更案）の確認について
	12月18日	第3回みどり市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン本文・各論（変更案）について ・プラン本文・総論（一部変更案）について
	1月26日 ～2月25日	パブリックコメントの実施	・第2次みどり市男女共同参画プラン（素案）についての意見募集
	3月5日	第4回みどり市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第2次みどり市男女共同参画プラン（素案）について確認
	3月12日	みどり市男女共同参画庁内推進会議委員及び関係各課・局へ報告	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・第2次みどり市男女共同参画プラン（素案）について確認
	3月12日	答申	・市長への答申

※ 【パブリックコメント手続きによる第2次プラン（素案）への意見募集について】

平成27年1月26日から平成27年2月25日まで募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

※ プランの中で使用した、市民アンケートのデータは、「みどり市まちづくり市民アンケート」（平成25・26年度実施）中の男女共同参画に関する設問の回答データを使用しています。

2. みどり市男女共同参画審議会設置要綱及び委員名簿

(1) みどり市男女共同参画審議会設置要綱

平成20年9月19日

告示第197号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、みどり市男女共同参画プランを策定し、総合的かつ効果的に推進するため、みどり市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、男女共同参画プランの策定及び推進に関し、意見、提言を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係団体が推薦する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 審議会は、委員の互選により会長及び副会長を各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、総務部企画課に置く。

(平23告示86・一部改正)

附 則

この告示は、平成20年9月19日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第86号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月25日告示第107号)

この告示は、平成25年6月25日施行する。

(2) みどり市男女共同参画審議会 委員名簿

(平成27年3月現在)

NO	選出区分		氏名	備考	役職・任期
1	1号	公募市民	伊藤 美恵子	公募市民	
2			武井 克夫	公募市民	平成26年3月31日まで
3			角田 和美	公募市民(学生)	平成26年3月31日まで
4			大川 柚衣	公募市民(学生)	平成26年4月1日～
5	2号	学識経験者	加 固 正 子	桐生大学医療保健学部教授	会長
6			前 田 由美子	共愛学園前橋国際大学 地域共生研究センター研究員	
7	3号	関係団体 代表	飯 塚 信 子	みどり市農業委員会	副会長 平成26年4月1日～
8			檜 山 和 博	みどり市PTA連合会	
9			白 石 鏡 子	みどり市商工会連絡協議会	
10			小 澤 慶 司	みどり市社会福祉協議会	副会長 平成26年3月31日まで
11			三 好 紀 子	みどり市連合婦人会	
12			高 橋 知 代	群馬行政相談委員協議会	
13			蕎 麦 田 輝 良	みどり市民生委員児童委員 協議会	
14			堀 内 利 之	連合群馬桐生地域協議会	
15			松 原 まさ江	人権擁護委員協議会	

(敬称略)

3. みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱及び委員名簿

(1) みどり市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

平成20年9月19日
訓令第37号

(設置)

第1条 みどり市における男女共同参画に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、みどり市男女共同参画庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の調査研究及び関係部課等の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画プランの進行管理に関すること。
- (4) その他男女共同参画行政に関し必要なこと。

(組織)

第3条 推進会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 推進会議に会長、副会長を置く。

3 会長は副市長を、副会長には総務部長をもって充てる。

(平23訓令第26号・一部改正)

(役員)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 推進会議に、第2条の所掌事務に関する具体的事項を調査し、研究するワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバーは、委員が所属する課及び局の中から所属長が推薦する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、総務部企画課に置く。

(平23訓令第26号・一部改正)

附 則

この訓令は、平成20年9月19日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第26号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平23訓令第26号・全改)

推進会議の委員							
副市長	総務部長	市民部長	保健福祉部長	産業観光部長	教育部長	企画課長	総務課長
市民課長	健康管理課長	介護高齢課長	社会福祉課長	こども課長	農林課長	商工課長	
観光課長	教育総務課長	学校教育課長	社会教育課長	農業委員会事務局長			

(2) みどり市男女共同参画庁内推進会議 委員名簿

(平成 26 年度)

職 名		氏 名	職 名		氏 名
会 長	副市長	中澤 哲夫	委 員	保健福祉部 介護高齢課長	新井 まゆ美
副会長	総務部長	三輪 浩史		保健福祉部 社会福祉課長	曲 沢 隆
委 員	市民部長	小西 明		保健福祉部 こども課長	松島 君子
	保健福祉部長	齋藤 幸雄		産業観光部 農林課長	川 俣 一 広
	産業観光部長	眉丈山 芳一		産業観光部 商工課長	竹 内 良 市
	教育部長	松井 篤		産業観光部 観光課長	小 室 啓 二
	総務部 企画課長	武井 和子		教育部 教育総務課長	田 村 栄 助
	総務部 総務課長	坂口 耕一		教育部 学校教育課長	保 志 守
	市民部 市民課長	齋藤 典之	教育部 社会教育課長	小 池 秀 樹	
保健福祉部 健康管理課長	藤生 喜義	農業委員会事務局長	鈴 木 伸 一		

(平成 25 年度)

職 名		氏 名	職 名		氏 名
会 長	副市長	中澤 哲夫	委 員	保健福祉部 介護高齢課長	安藤 隆子
副会長	総務部長	三輪 浩史		保健福祉部 社会福祉課長	齋藤 幸雄
委 員	市民部長	眉丈山 芳一		保健福祉部 こども課長	小西 明
	保健福祉部長	武井 正枝		産業観光部 農林課長	近藤 秀樹
	産業観光部長	橋場 基		産業観光部 商工課長	藤生 喜義
	教育部長	松井 篤		産業観光部 観光課長	小室 啓二
	総務部 企画課長	坂口 耕一		教育部 教育総務課長	田村 栄助
	総務部 総務課長	岩崎 照雄		教育部 学校教育課長	保志 守
	市民部 市民課長	星野 陽一	教育部 社会教育課長	若月 省吾	
保健福祉部 健康管理課長	新井 まゆ美	農業委員会事務局長	鈴木 伸一		

4. 男女共同参画の動き

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	みどり市の動き
昭和50年 (1975)	<ul style="list-style-type: none"> 国際婦人年 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催 		
国連婦人の十年	昭和51年 (1976)	<ul style="list-style-type: none"> 「国連婦人の十年」開始(～1985年) 	<ul style="list-style-type: none"> 民法等の一部を改正する法律施行(離婚後も婚姻中の性を称することができる) 	
	昭和52年 (1977)		<ul style="list-style-type: none"> 「国内行動計画」策定 	
	昭和54年 (1979)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択 		
	昭和55年 (1980)			<ul style="list-style-type: none"> 「新ぐんま婦人計画」の策定
	昭和60年 (1985)	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「国籍法」の改正 「男女雇用機会均等法」の公布 「女子差別撤廃条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> 国連婦人の十年最終年記念群馬県大会 婦人問題懇談会報告書
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「新ぐんま2010」の中に女性対策を主要な柱として位置づけ、策定 「女性に関する意識調査」実施 	
平成5年 (1993)			<ul style="list-style-type: none"> 「新ぐんま女性プラン」の策定 「群馬県女性行政推進連絡会議」の設置 	
平成6年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活課に「女性政策室」設置 「群馬県女性人材データバンク」構築 	
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言」及び「行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) 		
平成8年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会をきずくための意識調査実施 	
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」改正 男女共同参画審議会設置 		
平成11年 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> エスカップハイレベル政府間会議(バンコク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「改正労働基準法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会に関する県民意識調査実施 	
平成12年 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催(「政治宣言」と「行動綱領」採択) 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 		

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	みどり市の動き
平成 13 年 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「ぐんま男女共同参画基本プラン」策定 「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称 「群馬県男女共同参画推進協議会」の設置 ぐんま男女共同参画プラン委員会の設置 女性に対する暴力実態調査実施 	
平成 14 年 (2002)			<ul style="list-style-type: none"> 「人権男女共同参画課」設置 	
平成 15 年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 「少子化社会対策基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県女性会館内に「女性相談支援室」を設置 女性相談所を保健福祉課から人権男女共同参画課に移管 	
平成 16 年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「群馬県男女共同参画推進条例」制定 「群馬県男女共同参画推進委員会」設置 「女性相談支援室」と「女性相談所」の両相談部門を統合し、女性相談センターを女性会館内に設置 	
平成 17 年 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」開催（ニューヨーク）） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「育児・介護休業法」改正、施行 		
平成 18 年 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「群馬県男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定 「ぐんま DV 対策基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> みどり市誕生（平成 18 年 3 月 27 日 笠懸町・大間々町・勢多郡東村の合併により）
平成 19 年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 		<ul style="list-style-type: none"> こども課家庭児童相談室の設置
平成 20 年 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「ぐんま DV 対策基本計画（第 2 次）」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> みどり市男女共同参画に関する市民意識調査
平成 21 年 (2009)		<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）」設置 女性相談センター、ぐんま男女共同参画センターに移転 男女共同参画社会に関する県民意識調査実施 	

年	世界の動き	日本の動き	群馬県の動き	みどり市の動き
平成 22 年 (2010)	・第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」開催(ニューヨーク))	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定		・「みどり市男女共同参画プラン」策定
平成 23 年 (2011)	・国連の既存のジェンダー関連 4 基幹を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women) 発足		・「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・男女間の暴力に関する調査実施	
平成 24 年 (2012)	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・子ども・子育て支援法等の子ども・子育て関連 3 法の公布	・女性相談センター移転 ・とらいあんぐるん相談室(男女共同参画センター) 相談開始	
平成 25 年 (2013)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正		
平成 26 年 (2014)	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		・「ぐんま DV 対策推進計画(第3次) 策定 ・男女共同参画社会に関する県民意識調査	
平成 27 年 (2015)				・「第 2 次みどり市男女共同参画プラン」策定(3月)

5. 関係法令等

(1) 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日同第六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制

度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(平一一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条―第五条)

第三章 被害者の保護(第六条―第九条の二)

第四章 保護命令(第十条―第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条―第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(平一六法六四・一部改正)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・改称)

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平一九法一一三・一部改正)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制

度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(平一六法六四・追加)

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平一六法六四・追加、平二六法二八・一部改正)

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

(平一六法六四・追加)

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しゆう}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認

めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(平一六法六四・平一九法一一三・一部改正)

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(平一六法六四・全改、平一九法一一三・一部改正)

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(平一六法六四・一部改正)

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(平一六法六四・一部改正)

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(平一六法六四・一部改正)

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(平二五法七二・追加)

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(平二五法七二・追加)

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(平二五法七二・一部改正)

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

(平一六法六四・平二五法七二・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六

条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(平一六法六四・一部改正)

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

6. 男女共同参画に関する用語解説（50音順）

■育児・介護休業法

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。

育児休業・介護休業・子の看護休暇・介護休暇に関する制度を設置するとともに、育児や家族の介護を行う労働者等に対して、事業主が行わなければならない勤務時間などに関する措置や支援措置について定めている。育児や介護を行う労働者の雇用の継続や再就職の促進を図り、職業生活と家庭生活の両立に寄与することを通じて、その福祉の増進と経済・社会発展に資することを目的とした法律。

■M字カーブ

女性の年齢別労働力率をグラフ化したとき、就学期を終えた20歳代前半に高くなり、結婚・出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後40歳代に再び上昇するアルファベットのM字型となることからこう呼ばれている。日本においてはこのようなM字カーブが見られるが、欧米先進諸国では女性が継続して就業できる条件が整っているため子育て期における就業率の低下は見られない。『労働力率』の項目参照。

■家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき文書にして取り決めるもの。

■合計特殊出生率

15歳～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数を表す。

■子ども子育て支援制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の『子ども・子育て関連3法』に基づく制度。

制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進を目指すもの。

「子ども・子育て支援法」により自治体には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられている。

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と仕事以外の生活（家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など）が、自らが希望するバランスで展開できる状態。

「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。

■ストーカー規制法

正式名称は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。

同一の者に対し、つきまとい等を反復して行う「ストーカー行為」を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穩に資することを目的とする法律。

被害件数の増加、深刻化・重犯罪化傾向に対応するため、規制対象の追加等の改正が平成25年6月26日に行われた。

■性別役割分担

「男は仕事、女は家事・育児」というように、性別を理由に、家庭・職場などあらゆる場面で役割を分けることをいう。

日本においては、こうした男女に対する固定的な役割分担意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現のためにはこの性別役割分担の解消が不可欠とされている。

■セクシュアル・ハラスメント（略称セクハラ）

相手の意思に反して行われる「性的いやがらせ」のこと。

職場における、性的な言動等により女性労働者の就業環境が害される「環境型」や、地位や立場を利用した性的言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者が労働条件につき不利益を受ける「対価型」などがある。職場に限らず、学校や地域社会も含め様々な生活の場で起こりうる問題となっている。

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものである。」と定義している。

■積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

ポジティブ・アクションの例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

■男女共同参画基本法

政府の定める男女共同参画の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成 22 年 12 月 17 日に閣議決定されている。

また、男女共同参画社会基本法第 14 条により、都道府県や市町村においても区域における基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案し定めなければならないこと、また、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されている。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日公布・施行された。

■男女雇用機会均等法

職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることを基本理念とし、事業主並びに国及び地方公共団体は、基本理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるよう努めなければならないと規定している。

職場におけるセクシュアルハラスメント防止についても、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付けています。

■ドメスティック・バイオレンス（略称 DV）

『配偶者からの暴力』の項目参照。

■配偶者からの暴力（略称 DV:ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や元配偶者、事実婚、恋人など、親しい関係にある（あった）人から受ける暴力のこと。

暴力には「殴る」、「蹴る」などの身体的な暴力の他に、「大声でどなる」、「何を言っても無視する」などの精神的暴力、「生活費を渡さない」、「会社を辞めさせる」などの社会的暴力なども含む。

家庭内で行われることが多いため被害が見えにくく、将来 DV の加害者となってしまう「暴力の世代間連鎖」も問題となっている。『暴力の世代間連鎖』の項目参照。

※デートDV

近年、配偶者のみではなく、10 歳代から 20 歳代を中心とした結婚をしていない交際相手からの暴力を受けることを、デートDVという言葉で表している。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る、通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

『配偶者からの暴力』の項目を参照。

■ファミリーサポートセンター

地域において、育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う（保育施設までの送迎、保育開始前や終了後に子どもを預かるなど）会員組織の事業。

育児や介護もサポート対象となっており、ファミリーサポートセンターの設立運営は市町村が行う。（運営委託あり）

■暴力の世代間連鎖

親の暴力を目撃したり、自分自身が暴力を振るわれた子どもは、攻撃的な行為が有効な手段であると学習してしまい、ひきこもり、行動のコントロールが効かないなど人間関係がうまく築けなかったり、将来 DV の加害者や被害者になってしまう連鎖のこと。

■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

『積極的改善措置』の項目参照。

■労働力率

15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力人口とは、15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者（働く意思と能力を持ち、求職活動を行っていないながら、就職の機会を得られない者。）を合わせたものである。（労働力状態不詳を「15 歳以上人口」及び「労働力人口」の双方に含めない。）

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

『仕事と生活の調和』の項目参照。

第2次みどり市男女共同参画プラン

発行年月：平成27年3月

発行：みどり市

編集：総務部企画課

住所：〒379-2395

みどり市笠懸町鹿2952

TEL：0277-76-0962

FAX：0277-76-9698

E-mail：kikaku@city.midori.gunma.jp

